

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から7年12月まで

私は、年金事務所から郵送されてきたねんきん定期便を見て、自身の年金記録の未納期間が、主人の未納期間と比較して長すぎるとの疑問をもった。

そこで、古い書類等を調べてみると、平成6年及び7年分の確定申告書（控）と、5年から18年分までの確定申告書の内容を控えたノートが見つかり、それらを見ると、5年から7年分までの確定申告に関して、社会保険料控除のための国民年金保険料として、夫婦二人分の金額が記載されている。

国民年金保険料の納付に関しては、私が、主に夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたが、昭和60年以降には、店の開業資金の借金が残っていたり、子供が大きくなっていくため生活にお金がかかる等のために経済的に苦しい時期があり、夫婦二人共に免除を受けたり、二人共に未納としたり、夫の保険料のみ優先的に納付して私自身は未納としたりしたことを漠然と覚えているが、自分の保険料について納付している時期、していない時期の区別ははっきりしていない。

しかし、平成に入る頃には借金も返済でき、平成4年には子供も高校を卒業して、生活資金にもゆとりができていたので、確定申告書等に記入しているように、申立期間の国民年金保険料は、私の保険料も主人と一緒に、納付書で、銀行で納付していたと思うので、納付を認めてほしい。

確定申告書に国民年金保険料を記入する時は、日常の支出を記録していた家計簿のようなメモを参考にして、その年の1月から12月までの保険料を合計した計算値を記入していたと思うので、その年に実際に支払った保険料の合計額とは一致しないかもしれない。しかし、支払っていない保険

料まで、確定申告書に記入するという事はしていないし、申立期間当時は税理士を通して確定申告書を提出していたが注意もされなかったので、記入の仕方に問題はなかったと思っている。

なお、平成8年1月から同年10月までの未納期間については、この年は夫の母親の介護のためにまとまった費用が必要となり、夫の国民年金保険料のみを納付したと思うので申立ては行わない。

また、それ以外の未納期間については、納付の有無についての私自身の記憶が定かでないし、確定申告書等のような納付を証明できる証拠も無いので申立ては行わない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している平成6年分及び7年分の確定申告書（控）を見ると、税務署の検印が確認できる上、社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は6年及び7年の1月から12月までの各月に納付すべき夫婦二人分の保険料の合計金額と一致する金額が記入されていることが確認できる。

また、申立人の所持している平成5年分の確定申告書の内容を控えたとするノートを見ると、同年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載したとする国民年金保険料額は、同年1月から同年12月までの各月に納付すべき夫婦二人分の保険料の合計金額と一致する金額が記入されていることが確認できる。同ノートは、その紙質、インクの状態から申立期間当時記載されたものと推定できる上、申立期間直後の8年分については、オンライン記録どおりの申立人の夫一人分の国民年金保険料の納付金額のみが記載されていることから、その記載内容は信憑^{びよう}性が高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、父に勧められて国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は父が担当した。父は、まず、昭和45年6月から50年3月までの保険料をまとめて納付した。

父が金銭の管理をしていたことから、まとめて国民年金保険料を納付した以降の保険料も父が納付し、昭和51年2月に結婚した後も3年間ほどは私の妻の保険料の納付も含めて、父が家族全員の国民年金について管理をしていた。

国民年金保険料は口座振替で納付していたと思うが、いつ頃口座振替の手続を開始し、それまでどのように納めていたかは定かでない。

父は亡くなっているので当時のことは確認できないが、申立期間の国民年金保険料が私だけ未納の記録にされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行った後、昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料をまとめて納付し、以降の保険料も申立人の父親が納付し、申立人が51年2月に結婚した後も3年間ほどは父親が申立人の妻も含めて家族全員の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和50年12月24日に加入手続を行っていることが確認でき、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況について、申立人の所持する領収証書を見ると、加入手続を行った当日に1枚の納付書で昭和45年6月から

50年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付でまとめて納付していることが確認できるところ、この納付は受給権確保のためではなく、年金の満額受給を目的とした納付であったことがうかがえる。

さらに、家族の国民年金保険料の納付を担当していたとする申立人の父親の保険料納付状況について、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、昭和36年4月の国民年金加入後、60歳に到達するまで未納無く保険料を納付しており、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。加えて、申立人の父親が保険料を納付していたとする申立人の妻の納付状況について、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人と婚姻後の52年10月に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年1月から52年3月までの保険料を同年10月に過年度納付していることが確認できる上、その後の保険料は未納無く納付されている。

その上、申立人及びその父親の国民年金保険料の納付状況について、特殊台帳を見ると、申立人の父親の昭和51年1月から同年3月までの保険料を同年6月に過年度納付し、申立人及びその父親の52年1月から同年3月までの保険料を同年9月に過年度納付していることが確認できるところ、いずれの過年度納付時点においても、申立人の申立期間の保険料を過年度納付することが可能であることから、申立人の父親の納付意識の高さを鑑みると、先に納付期限の到来する申立期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年3月まで

私の国民年金の加入手続については、婚姻後、同居していた義母がしてくれたと思うが、定かではない。また、国民年金保険料についても、婚姻後しばらくの間は、当時の家計をやりくりしていた義母が納付してくれていたが、昭和42年頃に義母が転居してからは、私が夫婦二人分の保険料を集金人に対して、定期的に納付していたはずである。

当時の国民年金保険料額についての記憶は定かでないが、最初の頃は納付するたびに年金手帳にハンコを押してもらっていたが、途中から領収書をもろうようになったと記憶している。

申立期間については、最近になって夫の納付記録だけが、社会保険事務所(当時)から納付済期間だったとして訂正され、私については未納期間のままとされている。しかし、私がいつも夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたので、少なくとも昭和42年頃以降において、夫婦で保険料の納付記録が異なっているのはおかしい。私についても納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立人に係るA市の国民年金被保険者検認台帳、オンライン記録及び特殊台帳によると、申立期間の前後は納付済期間である上、申立人自身が保険料の納付を開始したとする昭和42年度以降は、4か月と短期間である申立期間を除き、未納期間は無いことから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料の納

付記録について、申立人の夫の特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立期間は納付済期間とされている上、申立人及びその夫に係るA市の国民年金被保険者検認台帳の記載、国民年金手帳の検認印日付、領収証書の領収日付及びオンライン記録を突き合わせたところ、昭和41年4月から58年3月までの期間及び平成8年4月から11年12月までの期間のうち、申立期間を除き大半となる合計218か月にも及ぶ期間に係る保険料については、同日付けで納付していることが確認できることから、夫婦は申立期間についても一緒に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

私たち夫婦は、妻が国民年金の加入手続を夫婦一緒に行い、国民年金保険料も、妻が夫婦の分を一緒に納付していた。

私と妻は、同じ年・同じ月の生まれであり、何事も同じようにしてきたはずであるので、妻が納付済みで私が未納とされている期間があるのはおかしい。調査の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金保険料の納付を申立人の妻に任せていたとして、申立人の妻のオンライン記録及び特殊台帳からは、昭和 54 年 1 月以降、申立期間②の終期に当たる 56 年 6 月までの保険料について、現年度納付により納付されていることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、昭和 55 年 3 月に払い出されていることに加え、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿が、同年 2 月 29 日に作成されていることから、申立人については、同年 2 月あるいは同年 3 月にかけて国民年金の加入手続が行われたと推認できる。この場合、申立期間①のうち、54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び申立期間②に係る国民年金保険料については、現年度保険料の納付書が入手可能であったことから、加入手続後、申立人の妻が、自身の保険料を現年度納付する際に、併せて申立人に係る保険料の納付を行った可能性を否定できない。

さらに、申立人及びその妻に係る年金手帳の住所欄には、A 市から B 市 C 区

への住所変更日として、申立期間②開始直後にあたる昭和 56 年 4 月 * 日の日付が確認でき、夫婦の特殊台帳の住所変更欄を見ると、それぞれ同年 4 月 27 日付けで、国民年金被保険者台帳が移管されている事跡が確認できることから、申立人及びその妻が、申立期間②開始直後に、適切な住所変更手続を行っている状況がうかがえる。

一方で、申立期間①のうち、昭和 54 年 3 月以前の国民年金保険料については、前述の加入手続時点において過年度納付が可能であったが、申立人及びその妻によると、夫婦の保険料納付はいつも一緒になされ、申立人についてのみ現年度保険料の納付書とは別様式の過年度保険料の納付書を使い、申立人の妻とは別に過年度納付を行ったことはないとしており、申立人について過年度納付がなされたとは考え難い。

また、申立期間①のうち、昭和 54 年 3 月以前の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻が、申立期間①のうち、昭和 54 年 3 月以前の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、父の経営する店を手伝うため、昭和40年3月末に会社を退職して以降、現在まで家業を引き継いでいる。

当時は、父が経理一切を担当していたので、国民年金保険料については、どのように父が納付してくれていたのか詳しいことは分からないが、同じ時期に妹は国民年金に加入し、保険料を全て納付してくれているのに、家業を引き継いだ私に未納期間があることは、父の性格からみて考えられない。

申立期間について国民年金保険料が納付されていないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和41年6月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、1年間と短期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和41年4月以降、60歳期間満了まで国民年金保険料を完納しており、未納とされている期間は申立期間のみである。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の妹は、申立期間途中の昭和40年11月から会社に就職する直前の43年2月まで保険料を完納している上、申立人の両親についても10年年金に加入して保険料を完納しており、ともに申立期間は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

国民年金の加入については、昭和54年1月頃、夫が会社で専業主婦でも任意加入できることを聞き、夫の会社の上司にも勧められたので、夫がA市役所に出向き手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付された納付書を持って、夫が、当時の勤務先の近くにあったB銀行に出向き、納付期限内に定期的に納付していたはずである。

納付書の内容は詳しく覚えていないが、当時の国民年金保険料額は、月額6,000円ぐらいだったはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和54年1月20日を国民年金任意加入被保険者資格の取得日として、同年2月15日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、それ以前の任意加入期間についての国民年金保険料は全て納付済みとなっており、納付を担っていたとする申立人の夫の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和61年4月からの国民年金第3号被保険者への種別変更手続についても、同年4月23日付けで適切に行われていることも確認できる。

加えて、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料について、送付された

納付書により、勤務先近くのB銀行で、月額6,000円程度を数か月ごとに納付していたとしているところ、当時の保険料月額が6,740円であり、金額がおおむね一致し、また、夫は当時、同行付近で勤務していたことが勤務先保存の資料により確認できるなど、陳述内容に不自然な点はない上、当時の生活状況に特段の変化も認められないことから、納付意識の高い申立人の夫が短期間である申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社保管の賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し（平成8年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社保管の賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあった旨回答していることから、事業主が資格喪失日を平成8年3月30日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社保管の賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し（平成8年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額は、A社保管の賃金台帳兼源泉徴収簿の報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあった旨回答していることから、事業主が資格喪失日を平成8年3月30日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年8月から10年5月までは17万円、11年12月から12年9月までは18万円、同年10月から13年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月12日から13年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成9年8月から10年5月までは17万円、11年12月から12年9月までは18万円、同年10月から13年9月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、平成9年8月から10年5月までの期間及び11年

12月から13年9月までの期間について、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年10月から9年7月までの期間及び10年6月から11年11月までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額である。したがって、特例法の趣旨から、当該期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

同時期と一緒にA社に勤務していた妻の給与明細書を見ると、届け出られた標準報酬月額ではなく、実際の給与支給額に見合った厚生年金保険料の控除が確認できることから、私も同様と考えられる。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成11年12月の随時改定により、26万円から15万円に減額され、申立人が資格を喪失する13年1月1日まで15万円のままとなっていることが確認できるところ、申立人と同時期に標準報酬月額が減額されていることが確認できる元従業員14人のうち4人は、「会社が故意に実際の給与支給額より低い標準報酬月額を届けた。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立人と同時期の平成11年12月に、随時改定により標準報酬月額が18万円から10万4,000円に減額されている申立人の妻について、同人から提出された申立期間に係る給与明細書を見ると、当該

期間の厚生年金保険料控除額は、随時改定後の標準報酬月額（10万4,000円）ではなく、随時改定前の標準報酬月額（18万円）又は20万円の標準報酬月額に基づく額となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において申立てに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かを確認できる資料は無いが、同僚の陳述及び申立人の妻の保険料の控除の状況から判断すると、申立人は、申立期間において、平成11年12月の随時改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人の妻提出の申立期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、申立人についても、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、平成12年11月1日から13年8月31日までの期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、12年11月から13年1月までは30万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成13年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から同年7月21日まで
② 平成12年11月1日から13年8月31日まで
③ 平成13年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、当該期間も継続して勤務していた。

また、申立期間②については、実際の給与支給額より低い標準報酬月額が記録されていることが分かった。

申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以

下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人から提出された申立人名義の預金元帳を見ると、申立期間のA社からの給与は、毎月、約21万円から32万円までの額が振り込まれていることが確認できる(平成13年3月分を除く。)。一方、オンライン記録では、平成12年11月1日付けの随時改定(処理日は平成12年11月21日。以下「当該随時改定」という。)により、申立人の標準報酬月額が30万円から18万円に減額されていることが確認できる。また、オンライン記録によれば、申立期間当時にA社で厚生年金保険被保険者であった者5人全員(申立人を含む。)が申立人と同日の同年11月1日(4人)又は1か月後の同年12月1日(1人)に、改定前後の額は異なるものの、申立人同様に随時改定による標準報酬月額の減額改定を受けていることが確認できる。このうち、申立人と同日の随時改定により標準報酬月額が28万円から18万円に減額されている同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、同年12月から13年8月までは(平成13年4月及び同年5月を除く。)当該随時改定前の標準報酬月額(28万円)に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたか否かについては、これを確認できる資料は無いが、上述の同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、当該随時改定前の標準報酬月額(30万円)に見合う保険料が、控除されていたと推認される。

一方、申立人の申立期間に係る報酬月額については、申立人名義の預金元帳で確認できる振込額及び上記推認による申立人の標準報酬月額を基に算定できる社会保険料控除額等から、平成12年11月は30万円、同年12月は38万円、13年1月は32万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は36万円の標準報酬月額に相当する額が支給されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、申立人名義の預金元帳及び同僚の給与明細書から推認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年11月から13年1月までは30万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料を保存していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人が同期入社として名前を覚えている同僚は、申立期間も厚生年金保険の記録が継続しているところ、当該同僚は、「申立人は、平成13年9月頃に退職した覚えがある。」旨陳述しており、申立人も申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後おおむね4年の間に資格を喪失している元従業員12人（申立人を含む。）の資格喪失日を調査したところ、月末に喪失している者は申立人のみであり、合併による移籍に伴い月途中で資格を喪失している3人を除くと、残る8人は、月初の1日又は同社における給与締切日の翌日である21日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「資格取得日の属する月の給与から厚生年金保険料の控除を開始していたと思う。」と陳述していることから、同社では厚生年金保険料を当月控除していたと考えられるところ、申立人名義の預金元帳を見ると、同社からの平成13年8月分給与振込額（支給対象期間は平成13年7月21日から同年8月20日まで。支給日は同年8月31日）は、前月及び前年同月と比較して増加していないことから、申立人の当該月における厚生年金保険料は控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間②において、当委員会が相当であると判断した平成13年7月の標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を平成13年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人名義の預金元帳を見ると、申立期間にA社から給与が振り込まれていることが確認できることから判断して、勤務の開始日は特定できないものの、申立人が申立期間当時も同社で勤務していたことが推

認できる。

しかし、A社の元事業主は、「従業員には、入社後3か月間の試用期間を設けており、その間、社会保険には加入していなかった。」と陳述している。

また、申立人が、A社に入社した約1か月後に同社に入社してきたとする元同僚も、「私は、平成12年4月又は同年5月に入社したが、入社後、3か月間の試用期間があった。試用期間に社会保険に加入していたかどうかは不明である。」と陳述しているところ、オンライン記録における同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成12年8月21日であることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社に勤務中にB社への転勤があったかもしれないが、両社は関連会社のため、A社に継続して勤務しているものと思っていた。しかし、私の厚生年金保険の加入記録は申立期間が空白とされている。

申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録では、申立人は、昭和45年3月9日に資格を取得、46年6月30日に離職、同年7月1日に資格を再取得、同年8月25日に離職と記録されていることから判断すると、申立人は、同年7月1日付けでA社からB社へ異動となり、申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和46年8月1日である。

一方、複数の同僚から、A社とB社は実質的に同じ会社であった旨の陳述が得られたほか、上記同僚の中には、B社は名目上の会社であった旨を陳述していることから判断すると、両社は関連会社であり、A社が主体となって事業を運営していたものと考えられる。

また、申立人は、B社の従業員の給与計算及び人事管理は、全てA社で一元的に行っていたと具体的に陳述しているほか、B社の元事業主、A社の当時の

給与事務担当者及び複数の同僚からも、同趣旨の陳述が得られた。

さらに、申立人及び申立人と同じく申立期間に空白期間が生じている複数の同僚は、申立期間も厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと陳述している。

なお、申立人は、A社から昭和46年7月1日付けでB社へ異動したものの、その時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立期間が空白期間となったものと考えられるが、申立人、B社の元事業主、A社の当時の給与事務担当者及び複数の同僚の陳述から、B社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社は昭和50年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社の元事業主は不明と回答しているものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が46年7月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

私は、A社に勤務中にB社への転勤があったかもしれないが、両社は関連会社のため、A社に継続して勤務しているものと思っていた。しかし、私の厚生年金保険の加入記録は申立期間が空白とされている。

申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録では、申立人は、昭和46年3月9日に資格を取得、同年6月30日に離職、同年7月1日に資格を再取得、47年2月29日に離職と記録されていることから判断すると、申立人は、46年7月1日付けでA社からB社へ異動となり、申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和46年8月1日である。

一方、複数の同僚から、A社とB社は実質的に同じ会社であった旨の陳述が得られたほか、上記同僚の中には、B社は名目上の会社であった旨を陳述していることから判断すると、両社は関連会社であり、A社が主体となって事業を運営していたものと考えられる。

また、申立人は、B社の従業員の給与計算及び人事管理は、全てA社で一元的に行っていたと具体的に陳述しているほか、B社の元事業主、A社の当時の

給与事務担当者及び複数の同僚からも、同趣旨の陳述が得られた。

さらに、申立人及び申立人と同じく申立期間に空白期間が生じている複数の同僚は、申立期間も厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと陳述している。

なお、申立人は、A社から昭和46年7月1日付けでB社へ異動したものの、その時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、申立期間が空白期間となったものと考えられるが、申立人、B社の元事業主、A社の当時の給与事務担当者及び複数の同僚の陳述から、B社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社は昭和50年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社の元事業主は不明と回答しているものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が46年7月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年7月15日、同年12月15日及び16年12月16日は10万円、17年7月20日は13万円、同年12月15日は14万7,000円、19年12月17日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年12月16日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成19年12月17日
⑦ 平成20年7月15日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務期間中の平成15年7月15日(申立期間①)、同年12月15日(申立期間②)、16年12月16日(申立期間③)、17年7月20日(申立期間④)、同年12月15日(申立期間⑤)、19年12月17日(申立期間⑥)及び20年7月15日(申立期間⑦)に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額の

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立人は、申立期間①、②及び③は10万円、申立期間④は13万円、申立期間⑤は14万7,000円、申立期間⑥は10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年7月7日に適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑦については、賞与支給明細書等の関連資料が無く、保険料控除額及び賞与額を確認することができず、このほかに、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑦について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年7月15日、同年12月15日及び16年12月16日は10万円、17年7月20日は7万円、同年12月15日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年12月16日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成19年7月18日
⑦ 平成19年12月17日
⑧ 平成20年7月15日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務期間中の平成15年7月15日（申立期間①）、同年12月15日（申立期間②）、16年12月16日（申立期間③）、17年7月20日（申立期間④）、同年12月15日（申立期間⑤）、19年7月18日（申立期間⑥）、同年12月17日（申立期間⑦）及び20年7月15日（申立期間⑧）に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が

源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①、②、③、④及び⑤については、金融機関発行の申立人に係る「普通預金元帳」の写しから、申立期間と同日に「賞与」の振込記録が確認できる上、申立人と同年代かつ同職種の同僚が所持する賞与支給明細書において、申立期間と同日に賞与が支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人に係る「普通預金元帳」の写しにおいて確認できる当該期間の振込額について、上記同僚の賞与支給明細書を参考に検証した結果から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間④について、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間⑤について、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年7月7日に適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑥、⑦及び⑧については、賞与支給明細書等の関連資料が無く、保険料控除額及び賞与額を確認することができず、このほかに、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑥、⑦及び⑧について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19年10月から20年2月までは30円、同年3月から同年7月までは50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月1日まで

私は、役所からの勧めにより、昭和19年4月頃から20年10月頃まで、A社で勤務したが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社いきさつ、申立期間当時の特殊な業務内容及び終戦後の残務整理の状況等を具体的に記憶しており、申立人が同時期に入社し、同職種かつ同年齢であったとして記憶する同僚二人には、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月31日までの期間において同社で勤務していたことが推定できる。

また、上記被保険者名簿を見ると、上記同僚2人を含む女性1,007人が、A社において昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該同僚2人のうち1人を含む、その大半が20年8月31日に資格を喪失していることが確認できる（もう1人の同僚は昭和20年7月31日に資格を喪失）。なお、19年6月1日から同年10月1日までの期間については、女子の労働者が

加入対象となった厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種かつ同年齢の同僚に係る標準報酬月額の記録から、昭和19年10月から20年2月までは30円、同年3月から同年7月までは50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在が不明であるため、同社等からこれを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月31日から同年11月1日までの期間については、上記被保険者名簿には、同年8月31日以降、被保険者資格を継続している女性がみられないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 1 日から 33 年 2 月 22 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 9 月 27 日まで
③ 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 6 月 25 日まで
④ 昭和 36 年 7 月 10 日から同年 9 月 2 日まで
⑤ 昭和 37 年 8 月 1 日から 41 年 8 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社、C社、D社及びE社で勤務した期間(それぞれ申立期間①、②、③、④及び⑤)については、脱退手当金が支給されたことになっている。

脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年11月22日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるF社における2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、7回の被保険者期間のうち、最初の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後40ページに記載されている女性のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した37人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できる8人のうち、6か月以内に

支給決定されている者は申立人を含めて2人だけであり、支給記録が確認できる複数の同僚が、「退職するときに会社から脱退手当金について説明は無く、社内で話題になることもなかった。」旨陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人及び脱退手当金の支給記録が無い複数の同僚は、「E社を退職するときに、事務係の女性社員から、『これからは年金が大切になるので、脱退手当金は受給してはいけない。』と教えられたため、脱退手当金は請求しなかった。」旨陳述している上、申立人は、「E社は、転居により通勤時間が長くなったので退職したが、自宅近くで就職先を探すため、退職後すぐにG免許を取得した。」旨陳述していることから、申立人は、E社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していなかったものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に、A社で継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の離職日が昭和52年2月28日であること、申立人の母親が作成した家計簿の同年2月の欄に「28日 B(申立人の名前) 今日会社を止める。」と記載されていること、及び複数の同僚が「申立人は、昭和52年2月28日まで勤務していた。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「給与は毎月25日締めで、保険料は翌月控除であるが、申立人の昭和52年2月の厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」と回答しているところ、i) 申立人が提出した昭和52年2月支給分の給料支払明細書から推認すると、申立人の同年2月26日から同年2月28日までの3日間の給与(以下「当該期間の給与」という。)は1万4,363円程度であること、ii) 申立人の同年1月における標準報酬月額は、オンライン記録によると17万円であり、これに相当する厚生年金保険料は7,735円、健康保険料は6,630円の合計1万4,365円であること、iii) 当該事業所は、申立人の当該期間の給与を

支給したか否かは不明としていること、iv) 申立人は口頭意見陳述において、「当該期間の給与はもらっていない。」と陳述していること、v) 申立人が口頭意見陳述において提出した申立人の母親の家計簿には、同年2月28日以降に申立人が当該期間の給与を受け取ったとする記載が無いことから判断すると、当該事業所は、当該期間の給与を同年2月の保険料に充当したと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年1月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年11月は41万円、同年12月から14年10月までの期間は28万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、15年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月及び16年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出されていることが分かった。申立期間の給与明細書を全て提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の申立期間に係る給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成13年11月は41万円、同年12月から14年10月までの期間は28万円、同年11月は24

万円、同年12月は26万円、15年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月及び16年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立人の給与収入を証明する書類等から推認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所(当時)の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年11月は38万円、同年12月から14年12月までの期間は28万円、15年1月から同年12月までの期間は26万円、16年1月及び同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額より低く届出されていることが分かった。申立期間の支給額はもっと高額であったので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書(平成16年3月及び同年4月分)、源泉徴収票(平成13年、15年及び16年分)、確定申告書控え(平成13年から16年分まで)、及び申立人とオンライン記録における標準報酬月額が同じである元同僚が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給総額等から、平成13年11月は38万円、同年12月から14年12月までの期間は28万円、15年1月から同年12月までの期間は26

万円、16年1月及び同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立人の給与収入を証明する書類等から推認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年5月1日から19年6月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年5月から19年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年6月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、19年6月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年5月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の標準報酬月額に係る記録を、同年9月から20年4月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日に支給された賞与において、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15年7月8日は10万円、同年12月22日は45万円、16年7月9日は40万円、同年12月24日及び17年7月4日は45万円、同年12月27日は25万円、18年6月19日及び同年12月22日は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成15年5月1日から20年5月1日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月4日
⑦ 平成17年12月27日
⑧ 平成18年6月19日
⑨ 平成18年12月22日

社会保険事務所(当時)に年金の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①における標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額と相違している。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額の記録が無いことが判明した。

申立期間の一部はA社の事後訂正の届出により、記録訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっている。各申立期間において給与明細書に基づく標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年5月1日から20年5月1日までの期間に係る標準報酬月額、及び15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成15年5月1日から19年6月1日までの期間、15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19年6月1日から20年5月1日までの期間については、本件申立日

において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内で、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成15年5月から19年5月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤を認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成19年6月1日から20年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年6月から20年4月までは16万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額を平成19年6月から同年8月までは41万円、同年9月から20年4月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、標準賞与額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、平成15年7月8日は10万円、同年12月22日は45万円、16年7月9日は40万円、同年12月24日及び17年7月4日は45万円、同年12月27日は25万円、18年6月19日及び同年12月22日は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出漏れを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月10日、16年7月12日、同年12月10日及び17年7月10日の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、15年7月10日は61万7,000円、16年7月12日は62万円、同年12月10日は60万円、17年7月10日は60万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年3月1日から同年9月1日までの期間及び19年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年11月から20年8月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成16年7月12日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月10日
⑤ 平成17年1月から同年8月まで
⑥ 平成19年9月から20年8月まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額

及び標準報酬月額が実際の支給額と相違している。賞与計算書、給料支払計算書及び源泉徴収票を提出するので、実際の支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年7月10日、16年7月12日、同年12月10日、17年7月10日の標準賞与額、同年1月から同年8月までの期間及び19年9月から20年8月までの期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成15年7月10日、16年7月12日、同年12月10日、17年7月10日、同年1月から同年8月までの期間、19年9月及び同年10月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月から20年8月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準賞与額及び標準報酬月額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額（標準報酬月額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額（報酬月額）のそれぞれに基づく標準賞与額（標準報酬月額）の範囲内であることから、これらの標準賞与額（標準報酬月額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人に係る賞与計算書、市民税・県民税証明書及び給与所得の源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は61万7,000円、申立期間②は62万円、申立期間③は60万円、申立期間④は60万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年3月から同年8月までの期間及び19年9月については、申立人及び事業主提出の給料支払計算書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、上記期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る届出に誤りがあったことを認めていることから、事業主

は、オンライン記録どおりの標準賞与額及び標準報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に行い、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額及び報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥のうち、平成19年11月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、30万円と記録されている。

しかし、申立人及び事業主から提出された給料支払計算書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年11月から20年8月までは36万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間⑤のうち、平成17年1月及び同年2月については、オンラインに記録されている標準報酬月額と事業主提出の給料支払計算書において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は一致しており、また、申立期間⑥のうち、19年10月については、申立人主張の報酬月額が支給されているものの、給料支払計算書で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成17年1月1日から同年3月1日までの期間及び19年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和46年1月は9万2,000円、同年2月から同年7月までの期間は10万円、同年10月は7万2,000円、48年10月は10万4,000円、54年9月は26万円、56年8月から平成元年9月までの期間は24万円、2年9月は36万円、3年9月及び4年11月は41万円、5年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月、同年5月及び同年7月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月2日から平成6年3月15日まで

年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されている。申立期間の給与支払明細書（昭和45年6月、60年5月、同年11月、62年12月及び平成6年3月を除く。）を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額（給与支払明細書が無い期間

について、推認できる報酬月額及び保険料控除額を含む。) から、申立期間のうち、昭和46年1月は9万2,000円、同年2月から同年7月までの期間は10万円、同年10月は7万2,000円、48年10月は10万4,000円、54年9月は26万円、56年8月から平成元年9月までの期間は24万円、2年9月は36万円、3年9月及び4年11月は41万円、5年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月、同年5月及び同年7月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成6年3月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に死亡していることから、申立期間当時の状況は不明であるものの、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年9月から45年4月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、46年8月、同年9月、同年11月から48年9月までの期間、同年11月から54年8月までの期間、同年10月から56年7月までの期間、平成元年10月から2年8月までの期間、同年10月から3年8月までの期間、同年10月から4年10月までの期間、同年12月、5年1月、同年6月及び同年8月から6年1月までの期間については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和45年5月、同年6月及び平成6年2月について、報酬月額及び保険料控除額の双方を確認できる給与支払明細書が無い場合、前後の期間の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から当該期間の標準報酬月額を推測しても、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額である。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社並びに同社のグループ会社であるB社及びC社に継続して勤務した。

年金事務所の記録では、平成元年4月1日から同年5月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、A社からB社に転籍しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び申立人提出のA社が発行した証明書から判断すると、申立人は、申立期間も含めて同社及び同社のグループ会社であるB社に継続して勤務し（平成元年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成元年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、平成元年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿から、同社の法人設立日は、昭和52年2月*日であることが確認でき、申立期間当時、法人事業所であれば従業員数が一人であっても適用事業所としての要件を満たしていることから、同社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和23年10月1日、資格喪失日は24年12月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から24年12月31日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和23年9月に退職した前の職場の先輩からの紹介により、同年10月1日にA社に入社し、24年12月頃まで同社にB職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における入社及び退職の経緯、時期等に関する申立人の陳述内容は、詳細かつ具体性が有り、不自然さは見られない上、オンライン記録から、申立期間の同社在籍が確認できる同僚は、「申立人が陳述するA社での勤務状況等は、私が記憶する当時の同社の状況とおおむね一致しており、申立人が同社に在籍していなければ、当該状況を陳述できるはずはない。」旨陳述していることから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高く、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚は、「A社では、従業員全員が正社員であり、厚生年金保険に加入していたので、申立人が同社に在籍していれば、厚生年金保険に加入しているはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社を管轄していたC社会保険事務所（当時）は、昭和28年2月における火災により被災しており、現存する同社に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿は、焼失したものを復元したものであるとされているが、当該被保険者名簿における健康保険整理番号には多数の欠番が見られる上、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿についても複数の空欄が見られることなどから、同被保険者名簿及び同被保険者記号番号払出簿については、完全に復元されたものではないと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年12月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・天災等の大規模な事故により、被保険者に関する記録等が一部焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月17日から同年4月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年3月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年9月頃から39年7月1日まで
② 昭和40年10月1日から41年3月まで
③ 昭和48年3月17日から同年4月16日まで
④ 平成11年10月17日から同年11月16日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間③、D社に勤務した期間のうち、申立期間④の加入記録が無いとの回答を受けた。C社には昭和38年9月頃から41年3月まで勤務し、A社B支店には48年3月から勤務し、D社には平成11年10月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社B支店提出の退職者一覧表、雇用保険の記録及び同社の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年3月17日にE社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社B支店の資格取得日が、雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年4月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立期間のうち昭和39年3月12日以降の期間について、申立人がC社で勤務していたことが確認できる。

しかし、C社の事業を継承するE社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚4人は、いずれも所在不明であるほか、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日の昭和39年7月1日に資格を取得している元従業員19人のうち、所在が判明し、聴取することができた2人はいずれも申立人を記憶していないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、申立人は、雇用保険の被保険者資格を取得後、約3か月経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員の一人は、「申立期間当時、C社では、採用後3か月間の試用期間があった。」と陳述しているほか、他の一人は、申立人と同様に、雇用保険の資格を取得後、約3か月経過してから厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、E社は、「申立期間当時、当社では、従業員を採用後、試用期間中は雇用保険にのみ加入させ、本採用となった後で厚生年金保険に加入させたものと思われる。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、昭和40年10月頃からC社で勤務したとする同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間内に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、上記のとおり、E社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、雇用保険の記録における申立人のC社での離職日は昭和40年9月25日であり、オンライン記録における資格喪失日とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人は、申立期間もD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社の事業を継承するF社から提出されたG職台帳を見ると、申立人の入社年月日は平成11年11月16日と記載されており、厚生年金保険の記録における資格取得日と一致している。

また、F社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の資格取得日は平成11年11月16日、資格喪失日は15年7月16日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、H健康保険組合提出の申立人に係る被保険者情報によれば、申立人の資格取得日は、平成11年11月16日（取得理由は、入社）と記録されており、厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間④に係る保険控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成9年10月から同年12月までの期間は17万円、10年1月から18年8月までの期間は20万円、同年9月は19万円、同年10月から同年12月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から20年7月19日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与支給明細票を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年10月から18年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細票において確認できる保険料控除額から、9年10月から同年12月までの期間は17万円、10年1月から18年8月までの期間は20万円、同年9月は19万円、同年10月から同年12月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年1月から同年3月までの期間については、申立人提出の給与支給明細票に保険料控除額が記載されておらず、また、同年4月から同年9月までの期間及び19年1月から20年6月までの期間については、申立人提出の給与支給明細票及びA社提出の源泉徴収簿から確認できる保険料控除額及び給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致するか、又はこれよりも低く記録されていることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社から関連会社のB社に転籍した時期であり、当該期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和49年7月1日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年3月まで

私の母は、昭和48年1月頃に、A市役所から電話で勧められ、同市役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料は、私が、最初はA市役所の本庁で、ほどなくして比較的自宅に近い同市役所B出張所に納付場所を変えて、父と母の分を一緒に納付していたと思うが、いつ、いくら納付したかまでは覚えていない。

いつの頃からか、国民年金保険料の納付書が送られてくるようになったので、それからは納付書を使用してC銀行で納付するようになった。それまでは金融機関で保険料を納付することができなかったので、多分納付書とは別の書類を使用して納付していたと思う。

私は過ぎ去った年度の国民年金保険料を、後から遡って納付した記憶はない。

申立期間当時、私は父が経営する会社で働いていた上、自分でも仕事を取り忙しく働いていたため、高い収入を得ていた。

私は特別便及び定期便が来るたび未納期間が増えており、社会保険事務所(当時)におかしいと何度も指摘しに行くなどしている。だから国の記録は信用できない。また、私は、45歳の時(平成10年)、国から老齢基礎年金の受給資格が得られたという通知を受けているので、申立期間が未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月を少し過ぎた頃に、申立人の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、加入当初は金融機関で納付できなかったため納付書を使用せずに同市役所の出張所等で申

立人が、申立人並びに申立人の父親及び母親の3人分の保険料を現年度納付していた、と申し立てている。

そこで、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和52年5月31日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、申立内容と符合しない。また、当該加入手続時点において、申立人は、申立期間のうち、48年1月から49年12月までの国民年金保険料を時効により制度上納付できず、50年1月から52年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は過去の未納保険料をまとめ払いした記憶はないと陳述している。

さらに、申立人は、昭和48年1月以降、申立人並びに申立人の父親及び母親の3人分の国民年金保険料を継続して納付していたと陳述しているが、申立人の母が国民年金に加入した形跡は見当たらず、申立人の陳述は不自然である。

加えて、申立人は、申立期間当初は金融機関で納付することができなかつたので、納付書とは異なる書類を使用して国民年金保険料を納付していたと思うと陳述しているところ、A市は、「昭和47年度の国民年金保険料から納付書方式で保険料を徴収しており、当初から金融機関で保険料を納付することができた。」と説明しており、申立内容に不自然さがうかがえる。

また、申立人は「45歳の時（平成10年）、国から老齢基礎年金の受給資格が得られたという通知を受けたので、申立期間が未納であるはずがない。」と陳述しているが、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは「平成10年当時そのような通知を被保険者に送付していない。」と説明していることから、申立人の陳述から申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことはできない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和48年1月から49年12月までの国民年金保険料を納付し、50年1月から52年3月までの保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から同年12月まで

私は、2つ目の会社を退職した直後の平成13年7月にA市役所に行き、同市役所の国民年金課の窓口で自身の国民年金の再加入手続を行い、その場でもらった納付書を使い、金額、納付場所、納付時期及び間隔は忘れたが申立期間の国民年金保険料を納付した。

平成6年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことがあるので、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は国民年金の再加入手続をしなければならないことは分かっており、手続を漏らすとは考えられず、申立期間が未加入期間とされているのは納付できない。再加入手続をし、納付してきたことは間違いがないので記録を見つけ出してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成13年7月にA市で国民年金の再加入手続を行い、同年7月から再就職し厚生年金保険被保険者資格を再取得した14年1月の直前までの国民年金保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の再加入時期をみると、申立人は平成7年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同日に国民年金被保険資格を喪失して以降、22年5月1日に同資格を再取得するまで再加入した記録が無く、申立期間は年金未加入期間とされていることがオンライン記録から確認できる。また、同記録を見ると、申立人が平成13年7月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを受けて、B社会保険事務所（当時）が国民年金第1号・第3号被保険者資格の取得手続を行うよう勧奨する通知を同年9月20日付けで送付し、また、申立人が国民年金被保険者資格の取得手続を行わないまま

14年1月15日に再度厚生年金保険被保険者資格を取得したことを受けて、C社会保険事務所（当時）が年金未加入期間となった申立期間について国民年金の適用を受けるよう勧奨する通知を15年2月25日付けで送付していることが確認できることから、少なくとも2回目の勧奨時点において、申立人は、国民年金の再加入手続を行っていなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が平成15年2月の勧奨を受け、A市で国民年金の再加入手続を行った可能性について、同区で保存されている申立人の住民記録を見ると、国民年金に再加入した記録が無く、加入の事実を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の家計簿、金融機関の預貯金通帳等の関連資料を所持しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から9年3月まで

私は、大学を卒業して就職した会社から、入社に際して国民年金手帳を提出するように言われたが、国民年金手帳を所持していなかったため、国民年金手帳を発行してもらうために平成9年の3月末頃、母と二人でA市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

その時、市役所の担当の人から、今なら学生時代の未納期間の国民年金保険料を支払えるという話を聞き、記憶は定かではないが、その窓口で未納期間を計算して納付書を作ってもらったと思う。保険料は後日、母が一人で市役所に行き納付した。納付金額について、母は定かではないが30万円ぐらいを一括で納付したと話している。

申立期間の国民年金保険料は、母がまとめて納付してくれたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成9年の3月末頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、申立人の母親が同市役所で申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の基礎年金番号はB社会保険事務所（当時）において、平成9年4月10日に付番されていることがオンライン記録から確認でき、申立内容と符合しているが、同番号の付番時点において、申立人は申立期間のうち、7年1月以前の国民年金保険料については時効により、制度上納付できない。また、同年2月以降の保険料については過年度納付及び現年度納付が可能であるが、納付を担当したとする申立人の母親は、A市役所内の銀行又は市役所内に特別に設けられた国民年金保険料

専用窓口で納付したと陳述しているところ、同市役所内にある銀行は「過年度保険料の収納は取り扱わない。」と説明している上、A市も「平成9年3月末頃に国民年金保険料を収納する専用窓口を設けた記録は無く、そのようなものを設ける必要もなかった。」と説明しており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担当していたとする申立人の母親の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、当時の具体的な納付状況を確認できない。

加えて、平成9年1月の基礎年金番号導入後は同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、記録漏れ、記録誤りなどの事務的過誤が生じる可能性は低い。

このほか申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年10月まで

私は、平成4年12月に勤務先を退職し、同年12月末又は5年1月初めに、A市役所の年金課窓口で、国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続の際、年金課職員から、「今後の国民年金保険料の納付について、A市から自宅へ納付書を送付するまで、毎月、年金課窓口で納付書を発行します。」と言われたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、私は、職員の言われたとおり、毎月A市役所年金課窓口に出向き、その都度現年度用の納付書を発行してもらい、窓口で納付していた。

申立期間について、私は、間違いなく国民年金保険料を納付しているはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月又は5年1月初めにA市で国民年金の加入手続を行い、同年1月以降、同市役所年金課窓口で国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、A市において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出されている国民年金被保険者の加入記録から、平成7年12月頃に手帳記号番号の払出しを受けていることが推定でき、申立内容と符合しない。また、国民年金の加入時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により、制度上、納付することはできない。

さらに、申立人に係るオンライン記録の納付記録を見ると、申立人は、申立期間直後の平成5年11月から7年3月までの国民年金保険料を同年12月6日

に過年度納付していることが確認でき、国民年金の加入手続以降、毎月保険料を現年度納付してきたとする申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から54年6月まで

私がA市B区からC市に住民票を移した昭和48年8月頃、私の妻がC市役所で私の国民年金の加入手続を行った。以降、私の妻は毎月給料日の翌日に、国民年金保険料のほか、国民健康保険料、家賃及び公共料金として計5万円を持ってD銀行へ行き、納付していた。最初は国民年金の定額保険料のみを納付していたが、途中で付加保険料を付けたのを覚えている。保険料は、C市役所から送られてくる納付書で納付していたが、領収書は今はもう無い。督促も来た覚えがなく、未納は無いものと思っていたのでもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月頃に、申立人の妻がC市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和54年7月20日にC市で国民年金加入届出を行っていることが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、当該加入時点において、申立人は申立期間のうち、48年8月から54年3月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であるが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、過去の未納保険料を一括納付した記憶がないと陳述している。このことは、申立人に係る特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿に特例納付及び過年度納付の記録が無いことと符合する。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和54年度の納付記録欄に「55催」と記録されていることが確認でき、昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料が現年度納付されていなかったことがうかがえる。このことは、

申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿の納付記録上も同年4月から同年6月までが未納と記録されていることと符合する。

加えて、申立期間は5年以上に及ぶ長期間であり、社会保険事務所（当時）及びC市において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年10月まで

私は、昭和42年1月に会社を退職する際、上司から必ず国民年金に加入するように指導を受けたので、次に就職した同年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。

仕事の途中でA市役所に寄り、国民年金保険料を納付して、国民年金手帳にスタンプのようなものを押してもらった。

昭和42年3月又は同年4月頃、A市から勤務先の近くのB市に転居したので、B市役所C支所で国民年金の住所変更手続を行い、A市に住んでいた時と同じく配達途中でB市役所C支所に寄り、国民年金保険料を納付して、国民年金手帳にスタンプのようなものを押してもらった。

国民年金保険料は毎月納付したが、納付金額の記憶はない。

申立期間直前の昭和42年1月から同年9月までの国民年金保険料は納付済みの記録となっているが、数か月だけ保険料を納付した後に納付を止めることはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月又は同年4月頃、A市からB市に転居し、転居後はB市役所C支所で国民年金の住所変更手続を行い、国民年金保険料を毎月、同支所で納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ると、昭和42年4月から同年9月までの国民年金保険料が、同年4月にA市で一括して収納されていることが確認できる上、申立人の住所記録から、申立人がB市に転居したのは同年7月であることが確認でき、申立人が同市で同年3月又は

同年4月頃、国民年金の住所変更手続を行った後、毎月保険料を同支所で納付したとする申立内容と符合しない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得の原因等の欄には、日付が記載されておらず、備考欄に「所在不明」の押印がある。これらのことについて同市は、「資格取得の原因等の欄の日付については、申立人が市役所窓口で国民年金の転入手続を行った場合に、手続年月日を記載するのが通常の事務処理であるが、日付の記載が無い場合は、社会保険事務所(当時)から被保険者の転入の進達を受けた後に、職権で被保険者名簿を作成した可能性がある」及び「申立期間当時のB市の国民年金保険料の収納方式は、集金人による印紙検認方式であり、『所在不明』の押印があることについては、集金人が申立人宅を訪問しても不在で接触できなかったと考えられる」と回答している。

さらに、特殊台帳にも「昭和45年12月不在被保険者」と記録されていることから、申立人は、A市からB市に転居した後、国民年金に係る住所変更手続は行っておらず、B市が、社会保険事務所からの進達を受けて申立人の転入を把握した後は、不在で接触できなかったことが推測でき、申立人が同市で国民年金保険料を納付していたことをうかがうことはできない。

加えて、申立期間は73か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年9月まで

私は、昭和43年2月頃に実家の母に国民年金の加入を勧められ、夫に相談してから、当時住んでいたA市で加入手続を行い、国民年金手帳をもらって国民年金保険料を納付していた。その手帳は紛失して所持していないが、夫は、私がA市で国民年金に加入したと伝えたことを覚えている。

A市では、国民年金保険料を納付すると、スタンプを押した小さな証紙を集金人から受け取り、それを国民年金手帳の升目に貼付していた。国民年金手帳の大きさは母子手帳より少し小さいぐらいであった。国民年金手帳の証紙を貼付する1ページ目の左側には升目は無く、何か字が書いていて、右側には、横に4列ないし5列で縦に8列ないし10列程度の証紙を貼る升目があったと当初は思っていたが、思い起こしてみると、横は3列ないし4列で縦は横より多い列数の升目だったと思う。この升目にスタンプを押した証紙を貼付していた。2ページ目の左右のページには、ともに証紙を貼付していた。A市で納付していた時の保険料月額は、300円ぐらいの時もあったと記憶している。

B市には、昭和45年5月頃に転居して47年9月まで居住しており、同市での国民年金の手続及びどのようにして納付したかの記憶はないが国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料をA市及びB市で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、特殊台帳及びC市の国民年金被保険者検認台帳を見ると、昭和48年8月8日付けで、国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、A市で国民年金保険料を納付した際の国民年金手帳について、1ページ目の左側に升目は無く、右側に横に3列ないし4列で、縦は横より多い列数の升目にスタンプを押した証紙を貼付しており、2ページ目には左右のページともに証紙を貼付していたと具体的に陳述していることから、同市に照会したが、同市では申立人の国民年金への加入記録は見当たらず、また、申立期間のうち、昭和43年2月から45年3月までの期間について同市は印紙検認方式で保険料を収納していたが、その際、使用されていた国民年金手帳は、全国的に使用されていたものと同じ規格の年金手帳を使用していたと回答していることから、その様式は、年度ごとに、左側は検認印を押す欄で、右側は印紙を貼付する升目であり、両側に印紙を貼付することはなく、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、A市から昭和45年5月頃にB市に転居したが、国民年金に関する手続及び国民年金保険料の納付状況等についての記憶はないと陳述しており、B市で保険料を納付していたことをうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

加えて、申立期間は56か月と長期間であり、このような長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が二つの自治体において繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 52 年当時、A 市に住んでおり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については関与していなかったが、後に母から、国民年金の加入手続を行って申立期間の保険料を納付したと教えられた。

母によると、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父名義の口座から母の保険料と一緒に口座振替によって納付していたそうだ。

申立期間当時の年金手帳は、当初は母が保管していて、私が婚姻後に母から封筒に入れて渡されたような記憶があるが、現在、その国民年金手帳は見当たらない。

母は、昭和 36 年から国民年金保険料を納付しており、大学卒業までの 2 年間の保険料と一緒に納付したと言っている。

申立期間が、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生であったが、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の父親名義の口座から申立人の母親の国民年金保険料と一緒に口座振替によって申立期間の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録について、オンライン記録を見ると、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得するまで、国民年金に加入した形跡が見当たらず、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料は加入当初から申立人の母親の保険料と一緒に申立人の父親名義の口座からの振替により納付していたと申し立てているところ、A 市における国民年金保険料の口座振替制度は昭和 57 年 4 月から

開始されたと同市が説明していることから、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5435（事案 769 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立て時に分からなかった、国外に移住している元妻の連絡先が分かったので、連絡の上、申立期間当時の話を聞いてほしい。

また、前回の申立時に、当時の住所を A 市としていたが、B 市にも住んでいたことを思いだしたので、同市についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立人は、結婚（昭和 46 年 10 月）前の期間も含め、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立期間は申立人の元妻も未納となっていることに加え、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、記憶も曖昧であり、離婚した申立人の元妻からも当時の状況を確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す新たな事情として、申立期間当時に B 市に住んでいたことを思い出したこと、及び前回の申立て時には分からなかった申立人の元妻の連絡先が判明したとして再申立てを行っているが、申立人の元妻は、「A 市に住んでいた昭和 48 年 2 月又は同年 3 月頃に、国民年金の案内がきたので、初めて夫婦二人分の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その時に申立人の保険料を 47 年 4 月まで遡って納付した記憶はあるが、生活に困窮していたので、それ以外に遡ってまとめて納付した記憶はない。」と陳述している。

また、申立人の元妻は、「B 市には 1 か月又は 2 か月ほどしか住んでおらず、

住民登録及び国民年金の加入手続は行っていない。」と陳述している。

さらに、申立人及びその元妻から、国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな資料の提出は無く、申立人が申立期間当時に居住していたとするB市を管轄するC社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認及びオンライン記録による各種の氏名検索を行ったが、申立人の申立期間における保険料納付をうかがわせる事情は見当たらなかった。

これらのことを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を見いだすことはできず、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの期間、50年4月から51年6月までの期間、53年7月から54年1月までの期間及び61年9月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年3月まで
② 昭和50年4月から51年6月まで
③ 昭和53年7月から54年1月まで
④ 昭和61年9月から63年3月まで

昭和45年7月頃に母親が国民年金への加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納めてくれたと聞いている。

申立期間②及び③の国民年金保険料については、保険料月額などは忘れてしまったが、私が納付書のようなもので2か月ないし3か月ごとにA市役所B出張所の年金窓口で納めた記憶がある。申立期間④についても、同出張所又は銀行の口座振替のいずれかで、毎月定期的に現年度納付しており、督促を受けて遡って納めた記憶もない。

4つの期間とも間違いなく国民年金保険料を納めているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月頃に申立人の母親が国民年金への加入手続を行い、申立期間①については申立人の母親が、申立期間②、③及び④については申立人自身が定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金への加入手続が行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者に係る事務処理日から平成元年4月頃と推認され、この時点では、申立期間①、②、

③及び④の一部については時効により保険料を納付することはできない期間となる。

また、上記の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間④の一部については過年度納付が可能であるが、申立人は当該期間の国民年金保険料を定期的に現年度納付したとしており、当該期間について過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①について、申立人は加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないためこれらの状況が不明である上、申立期間②及び③について、申立人はA市役所B出張所の年金窓口で保険料を納付したとしているが、A市によると、当時、出張所では保険料の収納は行わず、金融機関での納付を案内していたとしており、同市における保険料収納の取扱いと一致しない。

そのほか、申立期間①、②、③及び④は合計62か月に及び、これほどの期間にわたって行政機関において事務的過誤が繰り返し発生するとは考え難い上、申立人及びその母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、申立人の同年11月から9年2月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年2月まで
② 平成6年11月から9年2月まで

申立期間①について、平成5年7月頃に、A市役所からはがきが届いたが、当時私は学校生で、家庭も母子家庭であったことから市役所に相談すると、免除制度があることが分かり、近所の民生委員に書類を書いてもらい、市役所に全額免除の申請を行った結果、受理されたので、申立期間①が未納扱いとされているのは納得できない。

また、申立期間②について、私は、この期間の時は無職で、国民年金保険料を納付していなかったため、平成10年8月の婚約を契機にB市役所C出張所に相談したところ、過去の未納分も遡って納付することができると言われていたので、婚約者（現在の夫）に相談すると、未納分の保険料額を貸してくれることになり、数か月分ごとに分けて何度か同市役所C出張所及びD銀行で保険料を納付したので、申立期間②が未納扱いとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について免除申請を行ったとしているが、基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間①の保険料について免除が承認されるためには、申立人が国民年金への加入手続を行い、申立期間①の当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、申立期間①の保険料の免除申請を可能とする同手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して

手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この場合、申立期間①の保険料について免除が承認されたと考えるのは困難である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を平成10年8月の婚約を契機に数回に分割して遡及納付したとしているが、婚約時点において申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、オンライン記録によると、11年7月7日に、6年3月26日の資格の喪失、同年11月26日の資格の取得、9年3月24日の資格の喪失及び10年7月1日の資格の取得について追加処理が行われていることが確認でき、上記のとおり国民年金手帳記号番号の払出しがうかがえないことを踏まえると、申立人は、この時点まで国民年金被保険者としては取り扱われていなかったものと推認でき、申立期間②について納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料について免除申請し、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（免除申請書控え、家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請及び納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を、数回に分割して遡及納付したとしているが、オンライン記録によると、平成10年7月から11年3月までの保険料を、B市に転居後の12年3月から13年4月までの期間で分割して遡及納付していることが確認でき、申立人はこの期間と申立期間②を錯誤している可能性も考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から60年9月まで

私は、昭和59年6月にA社に入社したが、個人経営のため厚生年金保険には加入していなかったため、すぐ国民年金への加入手続を行い、同年5月から国民年金保険料を納めてきた。保険料については、会社との話し合いで会社が半分負担してくれることになり、その領収書を会社の領収書綴りに貼付していた。この領収書綴りが残っているか当時の社長に確認したところ、処分したとのことだったが、社長に確認してもらえれば私が申立期間の保険料を納付していたことが分かると思うので、確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る国民年金への加入手続が行われた時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている被保険者の資格取得日から、昭和61年8月又は同年9月頃と推認できる。この点については、B市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、同年4月から同年8月までの保険料が同年9月29日に現年度納付された旨の記録が確認できると符合する。この場合、加入手続が行われたものと推認される時点においては、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、59年6月頃に国民年金への加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

また、B市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間の納付記録は確認できず、オンライン記録の内容と一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容

を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料の半額を負担してもらったとする会社の申立期間当時の社長から当時の状況を聴取したところ、保険料を負担した記憶はあるとしているが、当時の帳簿等は存在しておらず、申立人の入社時期が不明であるとするなど、申立期間に係る保険料の納付が行われたことをうかがわせる事情とまでは認められない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から10年3月まで
母親も私の国民年金への加入手続を行った記憶は無いようだが、平成8年12月頃に、A市B出張所から私の国民年金の納付書が送られてきたと聞いている。

当時、私は専門学生で収入が無かった上、年金に関して知識も関心も無かったので、申立期間の国民年金保険料については、母親が郵送されてきた納付書により、C銀行で毎月1万2,000円又は1万3,000円ぐらいを納めてくれたと聞いている。

それなのに、この期間が未納とされており納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月頃に送られてきた国民年金の納付書により、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間については未納期間とされていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致している。

また、申立期間の大部分は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われているなど、申立期間である連続した16か月分全ての納付記録が欠落する可能性は極めて低く、そのほか申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から52年2月まで

私が両親と同居中だった昭和44年8月頃に、母親が国民年金への加入手続をしてくれた。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に集金に来ていた婦人会の役員に、母親が毎月、納めてくれたと聞いており、私もその女性が集金に来て母親が私の名前が書かれた納付書のような用紙で保険料を納めているところを自分の目を見たことをはっきりと覚えている。

母親が納めてくれたのは間違いないので、調査の上、私の誤った年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月頃に申立人の母親が国民年金への加入手続を行い、婦人会の役員に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人に係る国民年金への加入手続が行われた時点は、A市の国民年金被保険者台帳によると、受付欄に「8.7.17」と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者に係るオンライン記録の事務処理日から、平成8年7月頃と推認される。また、被保険者台帳によると、加入手続の時点において、被保険者資格の取得日が同年7月11日とされた後、昭和44年8月から平成7年3月までの被保険者資格期間が8年12月12日に追加訂正(オンライン記録では平成9年1月7日に追加訂正)されていることが確認できる上、その内容は申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の記載内容と一致する。この場合、加入手続が行われたものと推認される時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私が大学生の平成3年4月頃、国民年金は任意より強制になると、関係者の人が自宅に何度も説明に訪れたため、義務なら仕方がないとの思いで国民年金保険料の納付を決めた。

当時の国民年金保険料額についての記憶は定かではないが、今の納付額よりかなり安かったこと、及び私は分割払いが嫌いな上に、一括払いは少し減額されるので、申立期間の保険料は年払いで納めたことを記憶している。

会社を退職して厚生年金保険から国民年金へ切り替えた後は、国民年金保険料を口座振替で納付するようになり、申立期間について年払いで納めた際の領収書は無いものの、未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する申請免除者の免除申出日及び第3号被保険者に係る資格処理日が、おおむね平成7年2月あるいは同年3月頃であることが確認できることから、申立人については、この時期に加入手続がなされ、その際、20歳以上の学生が強制加入開始となった3年4月1日に遡って資格を取得したものと推認できる。この場合、上記加入手続よりも前の時期において、申立期間は未加入期間として認識されていたことから、申立人に対して申立期間中に納付書は発行されず、制度上、申立期間に係る国民年金保険料を前納により現年度納付することはできない。

また、上記加入手続時点において、申立期間のうち、少なくとも平成4年12月以前の期間に係る国民年金保険料については、制度上、時効により遡っ

て納付することはできず、5年1月又は同年2月以降の期間に係る保険料については、過年度納付可能であったものの、申立人によると、加入当初から前納により保険料納付していたことから、過去の未納保険料を遡って納付したことはないとしており、申立人について、過年度納付がなされたとは考え難く、上記で推認がなされた加入手続時期以降に、現年度納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続をめぐる記憶は定かでなく、国民年金保険料の納付時期及び納付場所等も曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年3月まで

私は、母に勧められたので、会社を退職後の昭和45年3月28日に区役所へ出向いて国民年金の加入手続を行った。その時、窓口で「納付書を送付するので、届き次第納付書で国民年金保険料を納付してください。」と言われたことを覚えている。

その後、区役所から送付されてくる納付書により銀行又は郵便局で国民年金保険料を間違いなく納付してきた。国民年金に加入した当初は3か月に一度、3,000円ぐらいの保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされており、調査の上、納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

会社退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和50年5月頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した翌日の45年3月28日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日と一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、47年12月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、区役所の納付書で納付することができない過

年度保険料であるが、申立人は、国民年金に加入後は、きっちり保険料を納付してきたので、区役所以外の納付書で過去の保険料を遡って納付したことはないと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、会社を退職した昭和 45 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A 市における国民年金保険料の徴収方法は、48 年 3 月まで国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は、現在所持している印紙検認記録欄の無い 3 制度共通の年金手帳が、加入時に受け取った唯一の年金手帳であると陳述している。

さらに、申立人が記憶する国民年金に加入した当初の国民年金保険料額は、申立期間直後である昭和 50 年度の 3 か月分の保険料額とほぼ一致しているほか、申立期間は 5 年間に及び、これほどの長期間にわたり、行政が申立人の保険料の収納及び記録管理における事務処理を連続して誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から47年6月まで

私は、昭和44年4月からA事業所に勤務しており、社長から「国民年金に加入するから。」と口頭で話があったことをよく覚えているので、当然、国民年金に加入しているものと思っている。

国民年金保険料については、B組織の支部長又は副支部長が集金し、当時副支部長であった社長が他事業所も含めて集金してくれており、私も代理で集金したことがある。

昭和55年3月に独立して事業所を経営するようになって以降も、一度も国民年金保険料の延滞及び未納など無い上、平成16年4月分からは直接銀行で納付している。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日と同じ月の昭和47年9月に、申立人がA事業所において当時申立人の同僚であったとする者と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人が22歳となるこの頃に、当時の同僚と一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立内容と異なっている。

また、申立人のオンライン記録及び特殊台帳によると、申立人は、昭和47年7月1日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人に係る当時のB組織の被保険者台帳及び申立人の国民年金手帳に記載された資格取得日と一致するとともに、同年金手帳の昭

和 47 年度印紙検認記録欄の同年 6 月の欄には、「この月まで不要」のゴム印が確認できる。この場合、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。なお、当該 B 組織からは、申立人に係る保険料徴収済期間として、申立期間直後の同年 7 月から平成 16 年 3 月までの期間であるとの回答を得ており、申立人のオンライン記録による納付記録及び同年 4 月分からは直接銀行で保険料を納付しているとする申立内容と一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立人が A 事業所に勤務していた当時の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ってくれていたとする当時の社長は既に亡くなっていることから、加入当時の事情及び納付状況は不明であるほか、一緒に加入手続が行われたとみられる申立人の当時の同僚についても、その資格取得日は申立人と同日であり、申立期間に相当する期間は同様に国民年金の未加入期間となっている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当時の社長が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から49年12月まで

家業を手伝いながら、夜間の大学に通っていた時に、集金人から国民年金の加入勧奨を受けたので、はっきりとは覚えていないが、その当時に加入手続をしたと思う。

しかし、加入当初は見習いで収入が無かったので、集金人に「保険料納付は大学卒業後まで待ってほしい。」と頼み、大学卒業後の昭和44年4月頃から定期的に自宅兼仕事場に來た集金人に納付するようになったと思う。

昭和44年10月の結婚を契機に妻も国民年金に加入したので、結婚後は、私が夫婦二人分を納付し、その際に年金手帳に領収印を押してもらっていたように思う。

国民年金保険料を納付するようになってから数年後、集金人から、「学生時代の未納保険料を納付するように。」と言われたので、その集金人に言われた未納期間について、過去に遡って納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、自身の国民年金保険料については、大学卒業後の昭和44年4月頃から納付し、また、同年10月の結婚を契機に申立人の妻も国民年金に加入したため、結婚後は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとしているものの、申立人の妻に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳

を見ると、妻の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、53年10月12日に払い出されている上、同年4月分から現年度納付を開始していることが確認でき、陳述内容と符合しない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付するようになってから数年後、集金人から過去の未納保険料に対する納付勧奨を受けたため、学生当時の未納保険料について、遡って納付したはずであると陳述するのみであり、過年度納付ないし特例納付についての具体的な納付時期及び納付金額等に係る記憶は明確ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は9年3か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から53年3月まで

昭和44年10月の結婚後、時期は定かではないが、夫が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

加入手続後は、定期的に自宅兼仕事場にきた集金人に、夫が夫婦二人分を納付し、その際に年金手帳に領収印を押してもらっていたように思う。

申立期間の国民年金保険料は、夫が納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和53年10月12日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、44年10月から50年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料は、過年度納付することは可能であるものの、保険料納付を担っていたとする申立人の夫は、自身の過去の未納保険料については、遡って納付した記憶はあるとしているものの、申立人については、国民年金の加入手続以降、定期的に納付していたとしており、遡って納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は8年6か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国

民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付等を担っていたとする申立人の夫の記憶も明確ではなく、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年4月まで

父から「結婚するまで年金を掛けておいてやる。」と言われた記憶があるので、父が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

当時、家族で営んでいた店に、区役所の職員が毎月集金に来ていた記憶があり、両親と私の3人分の国民年金保険料を支払っていたはずである。

結婚をした昭和48年5月に父が加入資格の喪失手続を行ったと思うが、独身当時の国民年金保険料については、父が納付してくれていたはずである。

姉たちも、父が集金人に現金を渡しているところを見た記憶があると言っており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和56年4月17日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人は、昭和44年2月に、申立人の父親がB市C区において国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するとともに、48年5月に申立人の結婚に伴い、一旦、資格喪失手続を行ったが、その8年後の56年3月に、申立人の夫がA市において任意加入の手続を行い、保険料納付を再開したはずであると陳述している。

しかし、A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、検認記録欄に申立期間に係る国民年金保険料の納付事跡は無い上、上記の一連の資格得喪記録は、いずれも任意加入時の昭和56年3月31日付けで遡って記録されて

いることが確認できる。

また、特殊台帳を見ても、A市の住所が記載されているのみである上、昭和48年5月19日付けの資格喪失記録はあるものの、同記録の社会保険事務所(当時)への進達は56年4月に行われたことを示す印が確認できる。

これらのことを踏まえると、A市における任意加入手続時点においては、それ以前の期間は、申立期間を含め連続した未加入期間であったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間は4年3か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から53年3月まで

昭和50年1月に会社を退職した際、母親に勧められて国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に送付された納付書により、毎月金融機関で国民年金保険料を納付していた。

また、加入当初の国民年金保険料は月額8,000円であったと記憶している。

昭和50年4月から勤務した会社が、53年4月に厚生年金保険適用事業所になるまでの国民年金保険料も同様に納付していた。

昭和55年7月11日に、年金手帳が破損したため区役所で再発行の手続を行った際、国民年金手帳記号番号が消されており、納付記録も一緒に消されているはずである。

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無く、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、平成元年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年8月頃に払い出されていると推認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間のうち加入当初の国民年金保険料月額が8,000円で、また、納付は毎月単位であったとしているものの、申立期間当初の保険料月額は1,100円である上、当時、A市では、保険料を3か月ごとに収納するのが通例であり、申立内容と符合しない。

なお、申立人の納付済期間である平成元年8月当時の国民年金保険料月額
は、8,000円であり、また、この当時は毎月納付となっていたことを踏まえる
と、申立人は、この時期における納付と混同して記憶している可能性も否定で
きない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の再発行を受けた際、厚生年金保険記号番
号が取り消されたために、併せて以前の国民年金手帳記号番号も取り消された
ことから、申立期間の国民年金保険料の納付記録が失われてしまったのではな
いかとしている。

そこで、申立人が所持する再発行されたとする年金手帳を見ると、「番号重
複取消 55.7.11 *」との印が確認でき、申立人の主張は、この事跡を指して
いると考えられる。

しかし、申立人が申立期間直後に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保
険被保険者名簿を見ると、確かに上記の厚生年金保険記号番号が重複取消され
ている記録が確認できるものの、取り消された番号は、申立期間後の昭和 53
年4月1日に新たに取得した番号であり、この取消手続により、申立人の国民
年金手帳記号番号及び国民年金保険料の収納記録に影響があったとは考え難
い。

なお、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、払出当時の番号のままであり、
取消等の記録は確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手
帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った
ほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った
が、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当
たらぬ。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み
取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで

昭和50年1月頃、国民年金への加入勧奨の通知が届いたので、自分自身でA市B区役所に出向いた。

その際、学生であることを伝えたところ、「今は加入する必要はないが、卒業後に学生時代の期間の国民年金保険料も納付しなければならない。」といった趣旨の説明を受けたため、その場で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、はっきりとは覚えていないが、加入後の保険料については、前納制度を利用して、常に1年単位で一括して金融機関で納付しているため、申立期間の保険料も前納したはずである。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月頃、国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を前納したとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和53年1月10日に払い出されており、陳述内容と符合しない。

また、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和51年1月から53年3月までの納付記録欄に「現6」と押印されていることが確認できる。

この事跡について、日本年金機構では、「『現金納付6月』の略であり、当該月の国民年金保険料について、昭和53年6月に一括して過年度納付したものと考えられる。」と説明しており、申立人は、国民年金加入手続後、昭和53年6月に納付可能な期間の国民年金保険料について遡って一括納付したも

の、申立期間の保険料については時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金手保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額より低く記録されていることが分かった。また、社会保険料は給与支給額に見合う額の 2.5 倍の額が控除されていることも分かった。同社ではB職として月給 35 万円の契約で勤務していたことは間違いないので、申立期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、給与支給額の具体的な記憶はないが、申立期間の標準報酬月額の記録ほど低額なはずはなく、また、厚生年金保険料は給与支給額に見合う額の 2.5 倍の額が控除されていたと申し立てている。

しかし、A社は、平成 7 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

また、申立人は、「平成 7 年にC裁判所に対し、A社を被告とする賃金等請求事件を提訴した。その際、同裁判所に証拠資料として申立期間当時の給与明細書等を提出した。」旨陳述しているところ、C裁判所が保管する当該裁判記録における給与明細書及び申立人作成の金銭出納帳を見ると、その保険料控除額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額に基づく保険料控除額と同額であることが確認できる。

なお、申立人は、上記裁判記録における給与明細書及び金銭出納帳の記載は改ざんされたものであると主張するが、この主張を認めるに足りる証拠は無い。このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年2月10日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び受け取った解決金から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年12月1日から20年8月26日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から20年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月10日から20年8月26日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かったことから、同社を退社後に社会保険事務所（当時）に対し、被保険者資格を求めて確認請求を行ったところ、職権により、申立期間について被保険者資格が認められた。

また、A社に対しては、割増し賃金等の未払賃金と付加金の支払を求めて裁判を提起したところ、裁判は和解で決着し、同社から解決金として170万円を受け取った。この解決金は、本来、同社在職中に受け取るべき報酬であるので、これを加えた額を基に申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年2月10日から20年8月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生

労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年2月1日から同年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年12月1日から20年8月26日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人提出の申立人（原告）とA社（被告）との和解調書によると、「被告が本件解決金170万円の支払をもって原告は訴えを放棄する。本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務の無いことを相互に確認する。」旨の記載が有るものの、事業主が負担する各種の公租公課の取扱い及び厚生年金保険料に関する取決めの記載は確認できない。

また、A社（被告）代理人弁護士は、「そもそも会社は、申立人とは業務委託で契約しており、労働者ではないとする主張を行ってきた。申立人の在職当時であっても、労働保険料及び社会保険料について当然控除はしていない。170万円の解決金の内訳に厚生年金保険料の控除はない。」旨陳述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成19年2月1日から同年12月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び受け取った解決金から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年12月1日から20年8月26日までの期間については、厚生年金保険法を適用し、標準報酬月額を決定する必要があるところ、前述のとおり、申立人がA社との和解により受領した解決金において、標準報酬月額算定の基礎となる報酬月額を特定することができないことから、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から20年6月までの期間において、申立人が、その主張する報酬月額を事業主により支払われていたことを認めることはできない。したがって、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

大阪厚生年金 事案 10063 (事案 2428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年6月1日から31年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には申立期間も継続して勤務していたので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、同僚から申立期間の在職を確認する陳述が得られず、保険料控除もうかがえない等として記録の訂正は認められなかった。

前回の上記第三者委員会への申立てにおいて、同僚4人に私のA社における在籍を確認しているが、当該同僚は、私のことを良く思っていないことから、私のことを覚えていないと陳述したと思う。また、前回も主張したが、失業保険を180日もらった記憶が有るほか、今回、昭和30年2月に同社で慰安旅行に行った写真を提出するので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、同僚の陳述から判断して、申立人が見習としてA社に勤務していた可能性は否定できないものの、i) 申立人保管の厚生年金保険被保険者証記載の資格取得日とオンライン記録が一致している、ii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の有る同僚が、「申立人のことは覚えていない。また、厚生年金保険に加入させてもらえない見習期間が有った。」と陳述している等として、また、申立期間②に係る申立てについては、失業保険を180日受給したとする申立人の陳述から、当該期間も勤務していた可能性は否定できないものの、iii) 同僚4人から、申立人が、

A社に在職していたことを確認する陳述は得られなかった、iv) 申立人が同社退職後、失業保険を 180 日受給したと陳述しているものの、雇用保険の受給に係る記録は残されていないため同事実は確認できない等として、それぞれ既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立てにおいて同僚 4 人に照会しているが、当該同僚は申立人が年上の新参者であったことから、申立人のことを良く思っておらず、このため申立人のことを覚えていないと陳述したと思うとしているが、申立人の主張を裏付ける事実を確認することはできない。

また、申立人は、「A社退職後、失業保険を 180 日もらった記憶が有り、昭和 30 年 2 月の同社での慰安旅行の写真が有る。」と陳述しているところ、失業保険については、前回同様、失業保険の受給に係る記録は残されていないため同事実は確認できず、申立人の記憶による陳述のみで検証することはできない。さらに、申立人提出の写真について、当該写真に写っている同僚は、死亡及び住所不明等のため、A社における慰安旅行の事実を確認することができない。

加えて、申立期間当時、A社勤務が確認できる元従業員二人も、「慰安旅行について覚えていない。」と陳述している。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 12 年 6 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
また、記録されている標準報酬月額は、平成 7 年 10 月から減額されているが、申立期間当時、給与が減額された事実はないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった、申立期間のうち、平成 3 年 8 月から同年 12 月までの期間及び 5 年 1 月から 11 年 12 月までの期間に係る源泉徴収票及び市民税・県民税納税通知書を見ると、当該資料において社会保険料控除額として記載されている金額から算定できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額より低額である。

また、申立期間のうち、平成 4 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 12 年 1 月から同年 5 月までの期間については、申立人は源泉徴収票等を保管しておらず、A社も 18 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は入院中のため、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額は確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から44年1月1日まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
A社を退職した時に脱退手当金の請求をしたことも受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約6か月後の昭和44年7月4日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている欄の前後約500人のうち、申立人とほぼ同時期（昭和42年1月から46年12月まで）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失している101人の脱退手当金の支給記録を見ると、受給者は申立人を含め39人確認できるところ、支給決定日が同一となっている受給者が複数散見される上、複数の同僚に係る脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所の名称、所在地」欄には、同社の名称及び所在地がゴム印で押されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10066 (事案 6903 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 8 日から同年 12 月 2 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。
新たな資料等はないが、申立期間はA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、昭和 45 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等も死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができないこと、ii) 申立期間時代に在職していた同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間の勤務の実態について確認することができないこと、iii) 申立人が申立ての根拠とした国民年金手帳の記載内容について、B市は、「申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得した日は昭和 44 年 12 月 2 日であるが、当時は任意加入手続時に厚生年金保険の加入状況を確認していなかったことから、同年 12 月 1 日まで厚生年金保険に加入していたとは言えない。」旨を回答しているほか、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
今回、申立人は、「申立期間を除き、国民年金任意加入期間を含むほぼ全ての期間の保険料を納付しており、保険料を未納のまま放置したことはないので、

申立期間はA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」として再申立てを行っていることから、改めて当時の複数の同僚に対し事情照会を行ったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について具体的な陳述を得ることはできず、確認することはできなかった。

このほか、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 16 日から同年 12 月 20 日まで

私は、昭和 47 年 1 月 16 日から同年 12 月 20 日まで、A社にB職として在籍し、同社C工場においてD業務に従事していた。

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

A社を1か月で退職した記憶はなく、申立期間についても、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 47 年 2 月 16 日となっているが、申立期間も厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した 21 人の同僚は、いずれも申立人について記憶していないと回答しており、申立期間における在職及び勤務形態等を確認することはできなかった。

なお、上記回答のあった同僚 21 人の中に、自身のA社での厚生年金保険の加入記録に誤りがあると回答した者はみられない。

また、A社は、「申立人は期間契約雇用者（時間給のB職）であったと思われるが、昭和 59 年以前の入退社簿は既に廃棄しているため、申立期間の勤務実態を確認することができないほか、当時の給与支払及び保険料控除等を確認できる資料を保存していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等についても不明である。当社では、当時から期間契約雇用者についても正社員と同様に、社会保険及び労働保険に対する資格得喪手続を適正に行っており、申立人の在職中に資格喪失届を提出しながら、そ

の後も給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。」旨を回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できないほか、上記被保険者名簿には、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月頃から36年6月頃まで

私は、昭和35年12月頃からA社B支店でC職として勤務し、約半年後の36年6月頃に退職した。

しかしながら、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容等を明確に記憶している上、申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚から、「申立人は私より後にA社へ入社し、先に退職した。」との陳述が得られたことなどから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、当時、同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社B支店における申立期間当時の経理事務担当者は、「当時、社員の入退社が激しかったので、入社しても、すぐには厚生年金保険に加入させず、長期間継続して勤務する見込みがあると判断された時点で加入させていた。それまでの間は社員の給与から保険料を控除していなかったように思う。」と陳述しているところ、当該事務担当者のオンライン記録を見ると、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社から約1年後となっていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出して事情照会したところ、回答が得られた同僚も、「当時、A社では、社員を入社直後には厚生年金保険に加入させておらず、入社して半年ないし1年程度経過後に加入させていたように思う。自身の厚生年金保険の加入時期もそのよ

うになっており、加入するまでの期間の給与から保険料は控除されていなかったように思う。」旨陳述しており、当該同僚のオンライン記録を見ると、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社から1年以上経過していることが確認できる。

これらのことから、A社では、当時、社員を入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、A社D本社における当時の社会保険事務担当者は所在が不明のため、これらの者に申立人の申立期間における保険料控除について事情照会することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月7日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月1日から11年7月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月7日から同年4月1日まで
② 平成3年4月1日から11年7月11日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答を得たが、この期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、社会保険事務所に記録されているA社での標準報酬月額が実際の報酬額より低額であるので、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会を行ったものの回答が無いことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社の元総務担当者は、「雇用保険には入社後すぐに加入させていたが、厚生年金保険への加入については3か月間の様子見の期間があった。」としており、複数の元従業員も同様の陳述をしているところ、同社において厚生

年金保険の加入記録の有る者のうち、雇用保険の加入記録を確認できた 10 人のそれぞれの資格取得日を見ると、いずれも雇用保険への加入が先であり、その後 10 日から約 2 年までの期間を経て厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合における申立人の資格取得日の記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は申立期間の給与明細書等を保管していない上、申立期間当時のA社の事業主に照会を行ったものの回答が無いことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額等を確認できない。

また、A社の元総務担当者は、「A社では、経費削減の一策として会社が負担する社会保険料を軽減するため、報酬月額を本来届け出るべき額の6掛けあるいは7掛けに減額して算出していた。」としているところ、同社の元従業員3人が所持する給与明細書を見ると、そのうちの1人のオンライン記録における標準報酬月額は、実際の支給額に基づき本来届け出るべき額より約20万円低くなっていることが確認できる。さらに、当該3人のいずれについても、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく額となっていることから、申立期間当時、同社では、実際の給与支給額より低い額を報酬月額として社会保険事務所に届け、従業員の給与から届出どおりの標準報酬月額に相当する保険料を控除していたものと考えられる。

加えて、B健康保険組合で記録されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の厚生年金保険の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10070

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から6年10月1日まで

日本年金機構から送付されてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」と、私が社長を務めるA社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」を照合したところ、同社での厚生年金保険加入記録のうち、申立期間の標準報酬月額が異なっていることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から6年9月までは53万円と記録されていたところ、元年4月から5年9月までについては同年4月12日付けで8万円に、また、同年10月から6年9月までについては5年11月18日付けで9万8,000円に、それぞれ遡って引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、商業登記の記録から、申立人は、申立期間当ても訂正処理が行われた当ても、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票を見ると、同社が申立期間において保険料を滞納しており、申立人自身が滞納保険料の納付について社会保険事務所（当時）と協議を行っていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額について引き下げの届出は行っておらず、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する保険料を納付したと主張している。

そこで、申立人から提出された申立期間に係る社会保険料の領収書（納付（弁済）受託証書を含む。）を検証したところ、複数月の保険料を一括して納付し

ていることが多いため各月の納付額を確認できない期間が有るものの、遡及訂正処理時点に近い平成5年3月から同年8月までの健康保険料並びに6年4月から同年9月までの健康保険料及び厚生年金保険料の納付額は、遡及訂正後の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しており、また、申立期間に係る領収済金額の合計は、遡及訂正後の標準報酬月額を基に算出した保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人から提出された申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」を見ると、平成5年分の同通知書の「従前の標準報酬月額」欄（平成4年10月から5年9月までの標準報酬月額）には、遡及訂正後の標準報酬月額と同額である8万円と印字されており、6年分の同通知書の同欄（平成5年10月から6年9月までの標準報酬月額）には、遡及訂正後の標準報酬月額と同額である9万8,000円と印字されていることが確認できる。

これらのことから、上記遡及訂正処理については、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無く、無断で処理を行ったものと認めることはできない上、申立人は、申立期間について、当該遡及訂正後の標準報酬月額に相当する保険料を納付したことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月3日から24年3月1日まで
② 昭和24年6月1日から同年8月15日まで
③ 昭和24年10月から25年6月1日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①及び②は、「A」という名字の船主が所有するB船に乗り、申立期間③は、C社（現在は、D社）所有のE船に乗っていたので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、「A」という名字の船主が所有するB船に乗っていたと申し立てている。

しかし、申立人は船員手帳を所持しておらず、ほかにB船に乗っていた期間を確認できる資料も所持していない。

また、申立人が申立期間当時、一緒にB船に乗っていたとする申立人の父及び兄並びに他の同僚は、死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の乗船期間等を確認できない。

さらに、日本年金機構に照会したが、申立人がB船の船主であったとする「A」が、船員保険の適用事業所であったことを確認できない。

一方、船員保険被保険者台帳により、申立人は、申立期間①及び②に挟まれた昭和24年3月1日から同年6月1日までの期間について、F社で船員保険に加入していることが確認できるところ、前述の申立人の父及び兄並びに同僚及び申立人が、申立期間当時に同じ船主が所有する別の船舶に乗船していたとする者（計7人）についても、当該期間の全部又は一部について、同社におけ

る加入記録が有ることが確認できる。

しかし、申立期間についてみると、申立期間①については、当該7人のいずれについてもF社における加入記録を確認できず、申立期間②についても、B船とは別の船主の船舶に乗っていた可能性が考えられる同僚1人を除き、同社における加入記録を確認できない。

また、F社は昭和28年に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人がB船の船主であったとする「A」という人物を特定できないことから、これらの者から、申立人の乗船期間及び保険料控除の状況について確認できない。

申立期間③については、申立人は、C社が所有するE船に乗っていたと申し立てている。

しかし、D社は、申立期間に係る関係資料は保存しておらず、申立人に係る乗船及び船員保険料の控除については不明と回答しており、同社から申立人の申立期間における乗船及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は船員手帳を所持しておらず、ほかにE船に乗っていた期間を確認できる資料も所持していない。

さらに、申立人がE船での同僚とする者は、死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の乗船期間を確認できない。

加えて、申立人が同僚とする者のうち、同時期にE船に乗ったとする申立人の兄及び同僚3人については、申立期間における船員保険加入記録を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 5 年 12 月から勤務しており、当初から厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚 3 人の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時も、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の平成 7 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、商業登記の記録において、A社は平成 13 年に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主の連絡先は不明であるため、事業主等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、前述の同僚は、いずれも申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得しているが、いずれの者も、申立期間に事業主により給与から保険料を控除されていたかどうかは分からない旨の陳述をしている。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、申立期間に加入記録は無く、資格取得日は厚生年金保険の記録と同一である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 25 日から同年 9 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和 46 年 4 月にA社に入社して以来、申立期間当時に同社の社名がB社に変更された後も引き続き勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社又は同社が申立期間当時に社名変更したB社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が当該事業所の同僚であったとする複数の者は、「申立期間当時にA社の経営が悪化したことから申立人を含む数人の者と一緒に同社を退職し、新しい会社に移った。その際も継続して仕事をしていたが、申立人も同様に働いていた。」と陳述している。一方、B社の現在の事業主は、「当社の前身であるC社はA社とは別法人で、後に、社名をB社に変更した。」と陳述しているところ、商業登記の記録を見ると、昭和 49 年 3 月 * 日にC社が設立され、同年 5 月 * 日に社名がB社に変更されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の給与の支払者であったとする者は、C社設立時の代表取締役として登記されている。

さらに、雇用保険の記録を見ると、申立人は、申立期間中の昭和 49 年 6 月 15 日に、B社で資格を取得していることが確認できる(昭和 49 年 6 月 15 日は、B社が雇用保険の適用事業所となった日)。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、申立人が勤務していたとするA社とは別の法人であるC社（後に、社名をB社に変更）で勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和49年9月25日であり、同社は、申立期間において適用事業所ではない。

さらに、B社の現在の事業主は、申立期間当時の関連資料等が無いため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等についての詳細は不明としている上、申立期間当時の同社の事業主も既に亡くなっているため、同人から申立人に係る保険料控除の状況等を確認できない。

加えて、申立人と同日にA社において被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得している3人のうち聴取できた2人は、申立期間に事業主により給与から保険料を控除されていたかどうかについては分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が前期より下がった記録になっているとの回答を受けた。

実兄が社長を務めるA社には、昭和 49 年 9 月から平成 3 年 9 月まで勤務した。同社の業績は順調で、入社以来、毎年昇給し給料額が下がったことはないと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、給与額が下がったことはなく、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社の事業主は、「基本給はあるものの、出勤日数によって給与額は変わる。標準報酬月額の算定基礎となる5月から7月までの間の出勤日数が少なければその分給与は下がり、標準報酬月額も低くなることもある。」旨陳述しているところ、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬決定通知書を見ると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を算定する際の対象月（昭和 60 年 5 月から同年 7 月まで）の支払基礎日数（出勤日数）は 68 日、報酬月額の平均額は 32 万 6,800 円であり、いずれも前年の同時期（支払基礎日数 75 日、報酬月額の平均額 33 万 4,566 円）より少なく、その結果、標準報酬月額も前年（34 万円）より下がった額（32 万円）で届け出られていることが確認できる上、この届出内容はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、「従業員全員の給料が毎年上がっていた。また、自身はB職のため天候に関係なく仕事ができるので、出勤日数に変動はない。」旨陳述

していることから、オンライン記録により、A社において被保険者記録の有る者全員（28人）の標準報酬月額の変遷について確認したところ、10人については前期より低い額に改定された記録（そのうち7人については2度）の有ることが確認でき、この中には申立人と同じB職であった者も含まれている。

さらに、A社の元事業主は、「社会保険事務所に届け出たほかに給与及び手当は支給しておらず、厚生年金保険料は届出どおりに算出し、給与から控除していた。」と陳述している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月28日から62年1月10日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年7月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月28日から62年1月10日まで
② 昭和63年4月から同年7月頃まで

私は、昭和61年7月28日から62年1月10日まで、A社（現在は、B社）に勤務した。C業務に従事し、毎月の給与の手取額は25万円程度であったと思う。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、当該期間の標準報酬月額が15万円となっており、実際に受け取っていた金額と余りにも異なっている。納得できないので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい（申立期間①）。

また、昭和63年4月から同年7月頃まで、D社（現在は、E社）に勤務した。求人誌で正社員の募集を見て応募したので、厚生年金保険に加入していたはずである。

しかし、社会保険庁の記録では、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の関係書類は残っていない。」と回答してい

るため、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が、同職種で給与額も同じぐらいであったとする同僚が所持する昭和61年8月から62年2月までの給与明細書を見ると、総支給額はおおむね20万円前後で推移しているものの、同明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、当該期間に係る同僚及び申立人のオンライン記録の標準報酬月額（15万円）に基づく保険料額と一致している。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人提出の預金通帳の記録から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてD社で勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年6月1日であり、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、E社は、「申立期間当時の関係書類は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、D社が適用事業所となった平成元年6月1日に同社において被保険者資格を取得している同僚は、「私は、申立期間もD社で勤務していたが、当該期間は厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

加えて、申立人が氏名を挙げた同僚は、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和61年4月から平成元年4月までの期間において、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 8 月 31 日まで

私は、平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 8 月 31 日まで、A 社が運営する B 事業所で C 職として勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

会社から渡された健康保険被保険者証を使って病院に通ったことを記憶しており、健康保険に加入していたことに間違いはないので、厚生年金保険にも加入していたはずである。納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 6 月 11 日までの期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 8 月 1 日であり、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、A 社の申立期間当時の役員は、「A 社では、社会保険の適用事業所となるまでの期間は、従業員に対し、各自で国民年金及び国民健康保険に加入するよう指導していた。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間は、健康保険に加入していた。」と主張しているところ、申立期間を含む平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 9 月 20 日までの期間について、国民健康保険に加入していることが D 市役所の記録により確認できる。

加えて、A 社は平成 12 年 10 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することがで

きない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 16 日から同年 3 月 23 日まで

私は、平成 14 年 2 月 16 日から同年 3 月 22 日まで、臨時社員として A 事業所に勤務したが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の発令通知書及び雇用保険の加入記録等から、申立人は、申立期間において B 社に在籍し、A 事業所で臨時社員として勤務していたことが認められる。

しかし、B 社は、「臨時社員については、任用期間が当初から 2 か月未満の場合は、厚生年金保険に加入させておらず、申立人についても、発令通知書には、任用期間が平成 14 年 2 月 16 日から同年 3 月 22 日までと記載されており、厚生年金保険に加入させていない。」旨回答している。

また、申立人提出の平成 14 年 3 月の給与明細書を見ると、厚生年金保険料控除額欄には、給与支給額 (22 万 4,792 円) に見合う標準報酬月額 (22 万円) に基づく保険料額 (1 万 9,085 円) ではなく、標準報酬月額 (32 万円) に基づく保険料額 (2 万 7,760 円) が記載されているところ、B 社は、「申立人は、申立期間直前の平成 14 年 1 月 8 日から同年 1 月 20 日まで (自己都合により退職)、当社において厚生年金保険に加入しており、当該期間に係る厚生年金保険料を同年 3 月の給与から控除したものである。」旨回答しており、オンライン記録を見ても、申立人の同年 1 月の標準報酬月額は 32 万円であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 1 月 31 日から 5 年 1 月 1 日まで
② 平成 10 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 8 月 1 日から平成 13 年 3 月 1 日まで、A社において継続して勤務したが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時、社会保険関係の事務にも従事していたが、私の厚生年金保険の加入記録が途切れるような手続をした記憶はなく、給与から保険料が控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、平成 3 年 1 月 31 日から 5 年 1 月 1 日まで、国民年金の第 3 号被保険者として記録されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、平成 10 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間も A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、平成 10 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、国民年金の第 3 号被保険者として記録されていることが確認でき、B 市役所で受け付けられた申立人に係る「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書」を見ても、申立人が同年 1 月に国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録から申立期間に被保険者資格を有する複数

の同僚に文書照会を行ったが、回答が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間①及び②について、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者に文書照会を行ったものの、回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録には、申立期間①及び②における健康保険整理番号に欠番が無く、遡及訂正等の不自然な処理も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年12月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に派遣社員として登録し、フルタイムで派遣先のB社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。A社が発行した平成4年分の源泉徴収票には、控除した社会保険料額が記載されているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社が発行した源泉徴収票及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月1日から同年12月22日まで同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料額(15万5,169円)から、申立人のA社における給与支払金額を試算すると132万6,231円となり、当該源泉徴収票に記載されている給与支払金額である99万6,430円とは大きく異なっている。

また、申立期間当時にA社のC支店長であった元上司は、「厚生年金保険には派遣後6か月間の勤務実態をみて、正社員の4分の3以上の勤務時間であるフルタイム勤務で、1年以上の派遣勤務が確実に継続できる社員に準じる者を対象に加入させていたので、派遣社員は派遣開始と同時に厚生年金保険に加入することはなかった。申立人は短期間の勤務であったので、加入させていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している13人に照会したところ、10人から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料

が控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 7 月 2 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A社で勤務したので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、期間までは特定できないものの、申立人が、申立期間当時、A社（後のB社）に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、昭和 61 年 2 月 23 日に既に適用事業所ではなくなっているところ、元事業主は、「会社の資料は残っておらず、申立人の勤務期間、保険料控除等については、全て不明ではあるが、当時は入社後 3 か月程度の試用期間を設けていた。」と回答している。

また、申立期間当時の事務担当者は、「従業員の中には、厚生年金保険の保険料控除により手取額が減るために加入を希望しない人がいた。加入を希望しない人の給料からは、保険料は控除していない。」旨陳述している。

さらに、申立人と同職種の同僚の一人は、自身の勤務期間について、「厚生年金保険の資格取得日よりも 3 か月ぐらい前から勤務していた。」旨陳述しているところ、その間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが国民年金特殊台帳により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 6 月 26 日に A 社へ入社し、同社の B 部門で継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。62 年頃に私が所属していた B 部門が C 社として独立したものの、63 年 12 月に退職するまで仕事内容に変更はなく、両社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、申立人は、C 社が設立された昭和 62 年 7 月 * 日から 63 年 2 月 8 日まで同社の取締役となっており、また、雇用保険の記録によると、申立人は、62 年 8 月 31 日に A 社を離職し、同年 12 月 1 日に C 社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、転籍した時期は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、C 社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 63 年 4 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない期間に当たる。

また、当時の事業主は、「申立人は継続して勤務していたが、申立期間当時の資料は無く、保険料控除については不明である。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「A 社及び C 社で継続して勤務していたのは、C 社の事業主と私の二人である。」旨陳述しているところ、当該事業主の被保険者記録を見ると、申立人と同様に昭和 62 年 9 月 1 日に A 社の被保険者資格を喪失し、63 年 4 月 1 日に C 社で被保険者資格を取得しており、当該事業主も申立期間

に係る被保険者記録は無い。

加えて、C社において申立人と同じく昭和62年12月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同社が適用事業所となった63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が二人確認できるところ、これら同僚は、いずれも同社が適用事業所となる前の申立期間については国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、これら同僚に当時の事情を照会したものの、回答を得ることができず、当時の事情並びに申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができなかつた。

一方、申立人は、「申立期間当時、給与はA社から支給されていたように記憶している。」旨陳述しており、A社の元事業主提出の昭和62年分年末調整一覧表に記載されている給与総支給額及び社会保険料額を検証したところ、その額はいずれも、申立人のオンライン記録から算出される金額とほぼ一致していることから、申立人が同社で資格を喪失した同年9月1日以降の給与については、少なくとも同社からは支給されていなかったものと推認される。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から同年 11 月 4 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和 38 年 3 月 1 日に入社し、44 年 9 月 29 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、少なくとも資格取得日の約 8 か月前の昭和 38 年 3 月 1 日には在職していたと陳述している。

しかし、A社は、平成 10 年 4 月 1 日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、A社の同僚として 5 人の名前を挙げていることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、2 人には被保険者記録が見当たらず、3 人は記録が有るものの、そのうち 2 人は所在不明であり、唯一事情聴取ができた事業主の弟でもある同僚は、申立人の入社時期を記憶しており、その時期は申立人の陳述と符合しているものの、申立人に係る保険料控除までは分からないとしている。

そこで、上記被保険者名簿から、同僚 17 人を抽出の上、所在の判明した 4 人に照会し、3 人から回答が得られたところ、申立人の勤務を記憶していたとする者は 1 人いたものの、保険料控除に係る記憶までではないとしている。

一方、上記被保険者名簿を見ると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 5 月 1 日に、5 人が資格を取得して以降、2 年余りにわたって新規の資格取得者がいないところ、38 年 11 月 1 日から同年 11 月 4 日までの 4

日間において、申立人を含む9人が資格を取得していることが確認できる。

また、当該9人の1人である上述の事業主の弟は、「A社には試用期間は無かったはずなのに、昭和36年1月に入社した自身の資格取得日が、なぜ2年以上も後になっているのかは分からない。」と陳述している。

さらに、当該事業主の弟は、申立人と同時期に資格を取得している9人のうち、申立人を含む4人の入社時期を記憶していると陳述しているところ、その記憶している入社日は、当該4人の資格取得日より数か月から数年前となっている。

これらのことから、事業主は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得させなかった者及び同日以降に採用した者については、昭和38年11月1日から同年11月4日までの日付で、まとめて資格を取得させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は無い上、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 2 月 20 日から 23 年 5 月まで
② 昭和 26 年 8 月 20 日から 29 年 9 月 1 日まで

私は、16 歳から約 3 年間、A 社に勤務した後、すぐに B 社に入社し、C 職として昭和 23 年 5 月までの 3 年余り勤務した。

また、昭和 25 年 9 月 1 日から 29 年 8 月 31 日までは、D 社で E 職として勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B 社に勤務した申立期間①及び D 社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらったので、これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、入退社時期は明確に覚えていないが、16 歳から約 3 年間、A 社に勤務した後、すぐに B 社に入社し、3 年余り勤務したと申し立てている。

しかしながら、B 社に係る商業登記簿によると、同社は昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、また、役員欄に記載のある歴代の代表取締役及び役員について調査を行ったものの、申立人が名前を挙げた役員 2 人を含むいずれの者も所在が不明であることから、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料控除等を確認することはできなかった。

また、B 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できなかった。

そこで、B 社と同一住所で、類似名称の F 社に係る被保険者名簿を調査したところ、申立人の申立期間前の被保険者記録が確認できたことから、当該被保

険者名簿において、申立期間当時に記録の有る複数の同僚に事情照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 25 年 9 月 1 日から 29 年 8 月 31 日まで D 社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は昭和 26 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、申立期間当時の事業主は所在不明であり、管轄法務局に D 社に係る商業登記の記録も無いことから、代表取締役及び役員であった者に申立人の勤務実態及び保険料控除等を確認することはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、既に亡くなっていることから、D 社に係る上記被保険者名簿において、申立期間当時に記録の有る複数の同僚に事情照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確たる陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「詳細な時期は記憶にないが、D 社の倒産に伴い同社を退職した。残務整理は行わず、他の従業員と一緒に退職した。」と陳述しているところ、上記同僚照会において、倒産を契機に退職したと回答している複数の同僚の資格喪失日は、いずれも申立人と同日の昭和 26 年 8 月 20 日となっている上、D 社に係る上記被保険者名簿に遡及訂正等の不自然な記録は見当たらないことから、同社は、倒産まで勤務していた者の資格喪失日については、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 8 月 20 日とする取扱いをしていたものと考えられる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索も行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月から25年8月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間にアルバイトとして同社に勤務し、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録のある29人を抽出し、所在の判明した5人に照会し、3人から回答を得られたところ、1人の同僚は、「申立人がA社で勤務していたことを覚えている。」と陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人の同社における在職が推認できる。

しかし、当該同僚は、申立人の申立期間における保険料控除についてまでは分からないとしている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人がA社における同僚(正社員)として名前を挙げた者は、上記被保険者名簿において被保険者記録を確認できるものの、いずれも死亡しているか所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について事情照会できない。

加えて、申立人はA社ではアルバイトとして勤務していたと陳述しているところ、上記回答のあった同僚の一人は、「A社はアルバイト従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったと思う。」と陳述している。

また、申立人が同職種(アルバイト)の同僚として名前を挙げた者のA社における厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、申立人は「申立期間当時、A社には約50人の従業員がいた。」旨陳述しているところ、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の被保険者数は約26人であることから、A社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 7 日から 28 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(後に、B社。現在は、C社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社設立にかかわった父の勧めにより、夜は高校及び大学に通いながら、昼間は同社に昭和 26 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 30 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 26 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 30 日まで、A社及び社名変更したB社に継続して勤務していた。」と陳述している。

しかし、C社は、「申立期間の書類は保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については確認できない。」としている。

また、申立人は、「申立事業所設立にかかわった父の勧めでA社に入社した。」と陳述しているところ、申立事業所に係る商業登記及びオンライン記録において、申立人の父に係る記録は見当たらない上、申立人の父は既に死亡しているため事情照会できない。

さらに、申立人は、上司として、4人の氏名を挙げていることから、A社及びB社に係る商業登記及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿双方を調査したところ、これら上司の氏名及び厚生年金保険被保険者記録は確認できたものの、いずれも既に死亡していることから事情照会できない。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚として5人の氏名を挙げているが、そのうちの1人は申立事業所に係る前述の被保険者名簿に記録が確認できるものの既に死亡しており、別の1人は当該被保険者名簿に記録が無く、残りの

3人については名字だけしか記憶していないとしていることから、複数の同姓の者に事情照会を行ったものの、申立人の勤務実態及び保険料控除については確認できなかった。

そこで、上記被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る同僚のうち、所在の判明した20人に照会したところ、回答の得られた11人のうち5人から、申立人に係る記憶は有る旨の陳述が得られた。

しかし、当該同僚からは、「申立人は病気で何か月間か休職していたように思う。」旨の陳述があったことから、上記被保険者名簿を調査したところ、申立人は、昭和27年10月7日付けで一旦被保険者資格を喪失し、傷病手当金等健康保険の現金給付が行われたことを示す「給」印の事蹟^{じせき}が確認できる。

また、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正することを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 6 月 21 日まで

私が所持するA社の給与明細書において確認できる申立期間の厚生年金保険料控除額は、年金事務所から送付された「ねんきん定期便」で確認できる厚生年金保険料額を上回る額となっているので、当該期間の標準報酬月額を実際の保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書において確認できる申立期間に係る厚生年金保険料控除額(2万7,760円)に基づく標準報酬月額(32万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(28万円)よりも高額であるものの、給与明細書において確認できる報酬月額(25万4,652円ないし28万7,020円)に基づく標準報酬月額(26万円又は28万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(28万円)と同額又は低額であることから、申立期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

大阪厚生年金 事案 10087 (事案 7420 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 58 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に加入記録の訂正を申し立てたが、当時、A社は、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていなかったなどとして、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間当時、事業主から渡された源泉徴収票等を提出するので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主の子の陳述から、時期は特定できないが申立人がA社で勤務したことが認められるものの、オンライン記録において、同社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、申立人及び当該事業主の子は、「会社の従業員数は3人であった。」と陳述していることから、申立期間当時、同社は、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられ、申立人提出の給与明細書に記載された厚生年金保険料は、申立人が厚生年金保険被保険者として控除されたものではないと考えるのが相当であることから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に事業主から交付されたとする昭和 56 年分及び 57 年分の源泉徴収票を提出しており、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額の欄にそれぞれ 7 万 4,050 円及び 33 万 9,600 円と記載されている。

しかし、当該源泉徴収票を見ると、給与支払者欄には、A社の事業主とは別のC社代表取締役Dと記載されているところ、申立人は、「C社には、勤務していない。」と陳述している。

また、C社は、「当該源泉徴収票に押印されている印鑑は当社のものであるが、申立期間当時の状況を知る者はおらず、申立人が当社で勤務し、給与が支払われていたか否かについては分からない。」と陳述しているほか、同社の顧問税理士も、「C社は、E業務を専門とする会社であり、申立人はE業務の専門家ではないと思われるので、申立人が当社で勤務していたようなことはないと思う。」と陳述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されておらず、同名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間にC社で勤務していたとは認められないことから、当時、同社から給与を支給され、保険料の名目で控除が行われていたとしても、申立人は、当時の厚生年金保険法で定める「適用事業所に使用される者」には該当せず、被保険者としての要件を満たしていなかったと考えるのが相当であり、当該源泉徴収票において記載されている社会保険料は、申立人が厚生年金保険被保険者として控除されたものではないと認められる。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月から 8 年 10 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 3 年 10 月から 8 年 10 月頃まで、同社B支店で正社員のC職として勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社B支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会したものの、回答が得られなかったため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が名字のみを記憶するA社B支店の所長は所在不明のため、同人からも、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、上記の同僚は、「自身は、平成 2 年 1 月からA社B支店で勤務した。」と陳述しているが、同氏のA社における資格取得日は平成 2 年 5 月 16 日であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、上記の同僚が記憶するA社B支店の元従業員二人のうち一人は、同社において厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

これらのことから、申立期間当時、A社B支店では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合でも、採用後すぐに加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、申立期間内の平成 7

年11月24日にD市からE市F区に転居していることから、申立期間のうち同日以降の期間については、申立人がA社B支店で勤務していた状況はうかがえない。

加えて、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月30日から26年5月1日まで
② 昭和26年12月1日から27年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A局及びB県にあったC事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。両事業所には、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D省E支局提出の勤務記録カード及び同省E支局長発行の在籍期間及び履歴証明書から、申立人が申立期間もA局で勤務していたことが確認できる。

しかし、A局の前身のF局G支局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、G支局は、申立人が資格を喪失した日と同日の昭和24年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、D省E支局は、「F局G支局は、昭和24年6月1日に、H省の外局の出先機関となり、A局に組織変更されたため、同日付けで同局の職員をH共済組合（当時）に加入させた。」と陳述しているところ、I共済組合連合会は、「申立人は、昭和24年6月1日から26年5月1日まで共済組合の組合員であり、当該期間に係る退職一時金（7,134円）を受給している。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もC事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、年金事務所保管の事業所整理記号簿によると、C事業所は、昭和26年12月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、同僚等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月21日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和43年1月21日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立人が資格を取得した日と同日の昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の親会社であるB社から提出された「C社とA社との事業譲渡に関する協定書」を見ると、「甲（C社）の譲渡する事業に現在従事している従業員については乙（A社）は引継がない。但し、乙（A社）はできうる限り新規に之を採用するものとする。」と記載されているほか、同僚の一人は、「当時、C社が保有していた路線が売却されてA社が設立された。両社に資本関係は無かった。」と陳述していることから、申立人は、A社に新規に採用されたことがうかがえる。

さらに、A社の社会保険事務を行っていたB社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、当時の社会保険事務手続の状況が分かる役員及び従業員もいない。」と陳述しているため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人と同日の昭和43年1月21日にC社で資格を喪失し、同年2

月1日にA社で資格を取得している30人（申立人を除く。）は、いずれも、オンライン記録において、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。